

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）

○議事日程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 5 日（金）午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 1 0 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第 1 1 議案第 2 5 号 東庄町社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 1 2 議案第 2 6 号 東庄中学校屋内運動場改修工事請負契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 2 7 号 令和 8 年度東庄町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 報告第 1 号 繰越明許費繰越計算書について（令和 7 年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 日程第 1 5 報告第 2 号 繰越額使用計画について（令和 7 年度東庄町水道事業会計予算繰越計算書）
- 日程第 1 6 請願第 1 号 「国における 2 0 2 7 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

日程第 17 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採
択に関する請願

日程第 18 陳情第 1 号 mRNA ワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種
事業中止の意見書提出を求める陳情

日程第 19 休会の件

○本日の会議に付した案件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問（別紙のとおり）

○出席議員（13 名）

1 番	海 宝 和 宏 君
2 番	渡 邊 幸 江 君
3 番	前 田 君 江 君
4 番	岩 井 弘 晃 君
5 番	越 川 良 男 君
6 番	桜 井 莊 一 君
7 番	宮 澤 健 君
8 番	大 網 正 敏 君
9 番	板 寺 正 範 君
10 番	佐久間 義 房 君
12 番	鈴 木 正 昭 君
13 番	山 崎 ひろみ 君
14 番	柳 堀 忠 君

○欠席議員（1 名）

11 番	高 木 武 男 君
------	-----------

○出席説明員（11 名）

町	長 岩 田 利 雄 君
副 町	長 向 後 喜一朗 君

総務課長	香取康成	君
町民課長	宇ノ澤修	君
まちづくり課長	堀江弘之	君
健康福祉課長	高木多恵子	君
会計管理者	堀江香澄	君
病院事務長	石毛正	君
農業委員会事務局長	竹田寿幸	君
教育長	石橋宏克	君
教育課長	郡伸明	君

○出席事務局員（３名）

事務局長	布施光規
次長	向後順子
主査	白石直人

(午前 10 時 00 分 開会)

議長（柳堀 忠君）

おはようございます。ただいまの出席議員は 13 人です。

ただいまから、令和 8 年 6 月東庄町議会定例会を開会します。

会議に先立ち報告します。

11 番 高木武男君から、体調不良のため令和 8 年 6 月定例会を欠席したい旨の届出がありました。ご了承願います。

次に、去る 6 月 1 日、千葉県町村議会議長会定例会において、自治功労表彰があり、本町議会の宮澤健議員が表彰されました。誠におめでとうございます。

ここで、表彰状の伝達を行います。事務局がお名前を申し上げますので、前にお願いいたします。

(表彰状伝達式)

議長（柳堀 忠君）

これで伝達式を終わります。

次に、去る 5 月 24 日に告別式が執り行われました代表監査委員であります平山茂様に対し、町長より弔意表明の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

謹んで平山茂監査委員のご冥福をお祈り申し上げます。

平山茂監査委員が町議会議員に就任したのは平成 7 年 12 月でございました。4 期、16 年にわたる議員生活の中で、町の財政問題から子供達の教育、新たに導入された介護保険制度など、常に疑問を持ち、議会で質問し、どうしたら良い町になるかを考え、行動されておりました。

私の町長としての任期は、平成 7 年 1 月からであり、長い間、共に歩んでまいりました。平成 23 年に議会を勇退した後も、それまでの経験を生かして、翌年から監査委員を引き受けてくださり、町の健全な財政運営に貢献をしてくださいました。

平山監査委員は、適切な財政執行を監視する職務の重要性を深く認識し、常に厳正なる態度をもって監査の執行に努めてくださいました。今、平山監査委員を失ったことは寂しく、残念でありませんが、私はこれからも町議会議員の皆様と共に町政の発展に尽くしてまいる所存であります。平山茂監査委員、どうぞ安らかにお眠

りください。

最後に、あなたの人生に心からの感謝の誠をささげ、弔意いたします。

令和8年6月5日、東庄町長、岩田利雄。

議長（柳堀 忠君）

ここで平山茂様のご冥福を祈り、1分間の黙祷をささげたいと思います。全員ご起立ください。黙祷。

（黙祷）

議長（柳堀 忠君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

次に、令和8年3月定例会終了後の全員協議会でご了解をいただきましたように、令和8年6月定例会から議員への紙による議案等の配付はありませんので、議案等につきましてはサイドブックス内の資料をご覧くださいませう、お願いいたします。

それでは、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお配りしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 佐久間義房君、4番 岩井弘晃君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの6日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

それでは、令和8年6月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る5月29日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付託されています案件は、町長提案10件、請願2件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から6月10日までの6日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第１日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は９人の議員から通告がありましたが、時間の都合上、６人が行い、延会といたします。

第４日目の８日には、３人の一般質問を行います。次に、承認第１号から承認第５号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第２５号から議案第２７号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、報告第１号及び報告第２号の報告を行います。続いて、請願２件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、次に、陳情１件を上程し、所管の常任委員会に付託して、散会といたします。散会后、文教福祉常任委員会を議員控室にて開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

第５日目の９日は休会といたしまして、最終日の１０日は、時間を午後２時３０分に繰り下げて本会議を開きまして、文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催する予定です。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わりにします。

議長（柳堀 忠君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から６月１０日までの６日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から６月１０日までの６日間とすることに決定しました。

日程第３、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について、町長から１件の報告がありました。内容については、配布の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、専決処分の内容について説明いたします。お配りしてございます専決処分の報告についてをご覧ください。

内容につきましては、損害賠償の額の決定及び和解でございまして、地方自治法第180条第1項の規定により町長が専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次の2ページをお願いいたします。

内容につきましては、損害賠償の額の決定及び和解でございまして、町が所有する公用車による物損事故に対する損害賠償となります。

事故の概要でございますが、令和6年6月11日、火曜日、午後4時頃、当町で所有しております車両が、香取市阿玉川地先において、前方の対向車に衝突し、損害を与えてしまったものでございます。

当該事故につきましては、次の3ページに和解条項の内容を記載しておりまして、こちらの内容で和解をしており、当該事故にかかりますこの物損に対する損害賠償の額を決定したものでございます。

なお、こちらについては全額加入している保険からの支払いとなります。

また、人身に対する対応についてでございますけれども、こちらについては、この後でございますが、承認第5号についてもこちらの内容について、後ほど説明をさせていただきますと思っております。

今回の分につきましては、100万円以下の損害賠償の額の決定に関するところでございますので、地方自治法第180条第1項の規定により、東庄町議会の議決により専決処分事項として指定された事項に該当する案件としまして、令和8年3月10日専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

今後、このような事故が発生しないよう、適正な安全管理に努めてまいります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

3月定例会以降の議会活動及び議員活動は、お配りした報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お

配りしたとおり通知がありました。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願 2 件、陳情 1 件を受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和 8 年 2 月 1 6 日から 5 月 2 4 日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

初めに、総務課の関係でございますけれども、1 ページ目、庶務関係で、職員の新規採用、退職及び再任用の状況を記載しております。職員の採用にあたりましては、引き続き、適正な定員管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 ページ目、中段からの企画関係でございますけれども、J R 東日本より無償譲渡を受けた東庄町笹川駅舎交流センターリニューアルオープン式典が 4 月 1 1 日に開催され、大勢の方々に参加をいただきました。今後も多世代の方々が気軽に利用出来る施設として活用していけるよう、整備を続けてまいります。

また、4 月 1 日に国際ドローン協会と、東庄町ドローンを活用した通学路安全見守り業務事業委託契約を締結いたしました。今後もドローンを有効活用した事業を展開してまいりたいと考えております。

続いて、町民課の関係でございますけれども、4 ページ目、中段からの賦課徴収関係で、各種納税通知書、督促状の発送を、また 5 ページ目、上段の滞納処分として、財産差し押さえを実施いたしました。町税は町の財源の根幹をなすものであります。今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、6 ページ目、下段の個人番号カード関係で、期間中のカード交付件数は 3 0 4 件となっております。現在も休日交付を定期的実施するなど、積極的に申請補助を行っております。

続いて、健康福祉課の関係でございますが、子育て支援関係で 1 0 ページ目、上段から、記載の子育て応援祝金など、各種祝金、給付金を支給しております。これらは子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支

援の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、10ページ目、下段からの衛生関係では、記載のとおり、保健推進事業、健康推進事業、予防接種事業、母子保健対策事業等を実施しております。

次に、12ページ目、上段からの介護保険関係では、介護認定の状況や介護サービス利用件数を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実に努めてまいります。

続いて、まちづくり課の関係でございますけれども、14ページ目、上段からの建設関係で、舗装補修工事等11件の工事と測量業務委託等4件の委託業務を発注しております。

次に、15ページ目、中段の住宅関係で、3月25日に第1回東庄町空家等対策協議会を開催しております。協議会では、空家等の認定基準や関連事業者との提携について協議が行われました。

次に、農林水産関係で、16ページ目、中段に記載のとおり、2月25日に農林水産省主催によります地域計画に係る農業者との意見交換会が開催されました。これは県内で初めて開催されたもので、東庄町の将来の農地を誰が担っていくのかという課題について意見の交換を行いました。

次に、17ページ目、上段の水道関係で、電磁流量計更新工事など8件の工事と業務委託を発注しております。

最後に、19ページ目、上段の東庄病院の関係でございますけれども、1日当たりの平均患者数は、一般病床入院者数が約18.4人、介護医療院入所者が約34.0人、外来患者数が約96.5人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（柳堀 忠君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

教育委員会行政報告をさせていただきます。

お手元の資料、20ページをご覧ください。

初めに、教育委員会関係です。2月から4月にかけて臨時教育委員会を1回、定例教育委員会を3回、開催しました。

続いて、学校教育関係です。まず、今年度の教職員の人事異動でございますが、

転入が12名、退職・転出が合計で13名でございました。校医の委嘱については例年どおり行っております。

こども園及び小・中学校の卒業式、入学式は、お手元の資料のとおり行われました。

続いて、指定寄附関係です。

かとり農業協同組合様から農業とわたしたちの暮らしという学習教材をご寄附いただきました。小学校の授業に活用させていただいております。

続いて、契約関係です。

東庄小学校正門門扉設置工事等、2件の契約を結んでおります。

諸会議としましては、学校運営協議会と地域部活動検討委員会をそれぞれ行っております。

続いて、生涯学習関係です。

初めに、生涯学習事業については、生涯学習だよりの発行及び町文化協会の定期総会など、各種総会を行いました。

次に、社会体育事業でございます。町スポーツ推進委員第7回会議他、様々な会議、総会を行いました。町民バスハイキングには80名が参加し、鎌倉の源氏山ハイキングを行いました。当日は天候が心配されましたが、日差しも少なく、ちょうど良いハイキング日和となりました。

公民館事業としましては、2月22日に公民館まつりを、5月10日に子どもまつりを行いました。子どもまつりでは、チケットを309枚販売させていただき、当日は親子連れの子供達が多数来館し、盛況でございました。

また、主催講座として放課後子ども教室や公民館で行っている様々な講座を開設しております。

次に、契約関係でございます。22ページをご覧ください。

東庄町公民館樹木管理業務他2件の契約を結んでおります。詳細は資料のとおりでございます。

続いて、社会教育関係でございます。町社会教育委員会議他1件の会議を行っております。

次に、図書館関係です。図書スタンプラリー等を実施しております。図書の貸出数については資料のとおりでございます。

次に、学校給食センター関係です。給食数は資料のとおりでございます。

諸会議としましては、第2回学校給食センター運営委員会を行っております。

契約関係としましては、ボイラ消耗品交換修繕他2件の契約を行っております。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

一般質問にあたり、宮澤健君より事前に資料を配付したい申出がありましたので、これを許可いたしました。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。初めに、先日亡くなられました平山茂さんとは、町議会議員として2期、8年間、ご一緒させていただきました。その後は監査委員になられ、議会等でお会いする時には、常に頑張れよと声をかけていただき、感謝の思いしかありません。これからも先輩に恥じないように、議員として一生懸命働いてまいる決意ですので、どうぞ見守っててください。

それでは、通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

最初の質問要旨であります。子供を取り巻く環境が大きく変化している現在、小中学校で生命の安全教育はどのように実施されているか伺います。

先日、子供を性犯罪の加害者、被害者にさせないための学校での生命の安全教育充実についてのオンライン勉強会に参加いたしました。その内容から、我が町の取組について質問させていただきます。

インターネットやSNS利用の低年齢化が進み、スマートフォンを持ち、SNSがインフラとして欠かせないものになっている現在、子供達が様々な犯罪に巻き込まれるケースが散見されます。SNSを介した見知らぬ人との接触が誰でも簡単に出来るようになり、SNSやメッセージアプリで画像や動画を送る行為に至っては、未就学の子も含め、被害を受けているとのことでした。

更に生成AIを悪用して同級生の顔をポルノ画像と合成するなどの事例もあり、必ずしも加害者が大人であるとは限らない、冗談のつもりで行ったものが犯罪につ

ながっていて、子供自身が知らずに加害者となる新たなリスクもあるとのこと。被害拡大の背景について、被害認識が非常に弱いことや、学校や社会での孤立意識があると指摘されていました。SNSで知り合った相手に写真の送信を求められても被害と認識していないケースや、誰にも相談出来ずに若年妊娠し、赤ちゃんの遺体を遺棄する事例も発生しています。こうした事態は、親のしつけや本人の自己責任だけではない構造的な問題があると強調されておりました。

政府が対策の一環として生命の安全教育をスタートさせたものの、実施状況に地域差があるとのこと。自分の身を自分で守る手段が分からないまま成長し、被害に遭うことがないように小中学校の時にきちんと生命の安全教育を受けることが重要だと話されていました。

そこで、我が町のこども園を含め、小中学校での生命の安全教育は実施されているか伺います。

この後は自席にて一問一答方式で行わせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、性犯罪、性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすことから、その根絶に向けた取組を強化していく必要があります。

こども園、東庄小中学校においては、文部科学省の資料を参考に、発達段階に応じた指導を進めているところです。

また、小中学校においては、助産師や泌尿器科医師を講師に思春期講演会を開催し、生まれてきた命の大切さや感染症予防などについて学んでおります。

この他にも、セクシュアルハラスメントやいじめなどを対象としたアンケートの実施、SOSの出し方教育、SNSにおける性被害に関する指導、個人情報の流出等を未然に防ぐための講演会などを行っております。

今後も、幼児、児童生徒が性犯罪、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないよう、発達の段階に応じた生命の安全教育を推進してまいります。そして、一人一人が尊重する態度を養うよう指導してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

生命の安全教育は行われているとのこと、承知しました。

全国的にも実施率が十分でなく、なおかつ地域によって格差が生じている現状とことです。学校の教科の学習時間のように目に見えるものではないと思いますが、我が町の状況としては十分だとお考えですか。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

十分かと問われますと、どこまで十分な指導と言えるか分かりかねますが、生命の安全教育は、発達段階や社会状況に応じて継続的に充実を図っていくべきものと考えております。そのため、関係授業以外にも様々な機会を活用しながら、生命の安全教育を推進してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

大変に重要な、大事な教育かと思しますので、よろしくお願いいたします。

先進的に取り組んでいる自治体もありますので、参考にさせていただけたらと考えます。とにかく子供達が被害に遭わないこと、当事者にならないこと、そしてすぐに大人に相談出来る体制が取れることが重要だと思います。よろしくお願いいたします。

次に、不登校の児童生徒の現状と対策について伺います。

文部科学省の調査によると、全国の不登校の児童生徒数は、2023年度で過去最多の34万6,482人に上り、特に小学校の不登校者数は、この10年間で約5倍に増加しているとのこと。当町においては、サポートルームを設置し、児童生徒の支援をしていると認識しておりますが、現在の利用状況と、その他の不登

校の児童生徒の実態をお聞きします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

東庄小中学校のサポートルームの利用状況についてお答えいたします。

令和８年度の現時点においては、小学校でのサポートルーム利用はありません。中学校では３名の生徒が利用している状況です。

次に、不登校児童生徒の実態について、過去３ヶ年の状況を報告いたします。令和５年度は、小学校で７名、中学校で１２名、令和６年度は、小学校で２名、中学校で１４名、令和７年度は、小学校で３名、中学校で１３名でした。

全国平均と比較いたしますと、本町の小中学校とも下回っております。近年の傾向といたしましては、小学校では年度によって増減が見られるものの、中学校においては概ね横ばいの傾向で推移しております。しかしながら、不登校児童生徒が全くいないという状況ではありません。不登校児童生徒がゼロになるよう、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策を進めてまいります。

なお、不登校の定義は、病気や経済的な理由によるものを除き、年間３０日以上欠席をした児童生徒を指していることを申し添えます。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

不登校の児童生徒の状況をお聞きしました。全国的に増えていることは認識しております。我が町としては、他の自治体に先駆けて令和２年度から中学校にサポートルームを設置されたかと思います。令和４年には１０名の利用があったと確認しています。現在は３名とのことですが、自分のクラスに登校出来るようになったのであれば良い傾向かと考えます。年度によって多少の人数の変化があるとは思いますが、一人でも不登校の生徒を減らすことが出来たらと思います。

昨今は学び方も多様な考えのもと、それぞれに適した教育の機会を尊重される時代です。現在、全国的にもフリースクールの存在が認知され、授業日数にもカウ

トされ、学びの場として周知されています。そこで、町内や近隣のフリースクールの開設の状況を伺いたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

町内におけるフリースクールの状況につきましては、旧石出小学校内に民間のフリースクールが開設されていることを把握しております。

また、近隣では、香取市や旭市にも民間のフリースクールがあるものと認識しております。なお、フリースクールの利用状況につきましては、本人や保護者からの申出等がない場合、把握が難しい面もございます。現在、教育委員会が把握している児童生徒はおりません。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。サポートルーム、また、フリースクール等で外に出て他人と交流出来ること、家の中で引き籠もらないようにすることが大切かと考えます。誰一人取り残さない支援が出来ることを望みます。

次に、子供達を支える学校給食の役割について質問いたします。

学校給食は、1889年、明治22年に山形県鶴岡市の市立小中学校で始まったというのが一番古い記録とのことです。その後、各地で徐々に広がり、1947年に全国で始まりました。当時は貧しくてお弁当を持ってこられない子供がたくさんいたため、エネルギーを補給して午後の勉強の効率を上げることが主な目的でした。学校給食の役割も時代と共に変化していると思いますが、現代でも重要な位置づけにあると考えます。

国は、今年度から小学生に対する学校給食費の助成を開始しました。我が町においては、平成30年4月から教育の充実及び子育て支援の一環として、幼稚園、小中学校の学校給食の全額助成を開始しました。全国の中でも先進的に実施されたと認識しております。

その後、給食センターが新設され、令和2年9月からは弁当箱方式から食缶方式

になり、温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに子供達のところに届けられるようになり、衛生管理の強化等、これまで以上に安心安全でおいしい給食を提供出来るようになったと考えます。

そこで、教育委員会として、子供達や保護者から給食に関してどのような声が上がってきているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本町の学校給食について、児童生徒からは給食がおいしい、好きな献立が楽しみであるといった声がある一方で、味が薄い、苦手な食材があるといった感想がありました。

また、保護者からは、子供達の毎日の給食が、多くの方々の努力と工夫によって支えられていることを改めて実感しました。普段、子供がどのように準備をして食べているのか、どういうものを食べているのかなどを知れて良かった。衛生管理や安全面に細心の注意が払われていることに感銘を受けたなどの感想をいただきました。

今後も安全安心で魅力ある学校給食の提供に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。給食がおいしくなったとの声は、私のところにも届いております。子供によっては、好き嫌いがあるのは避けられないことと思います。管理栄養士の先生が子供達のために、おいしくて栄養バランスの取れた献立を考え、更に給食センターで働く皆さんも、子供達の喜ぶ顔を想像しながら仕事をしてくれていると思います。本当に感謝申し上げます。

そのような給食を是非不登校になって学校に行かれない子供達にも食べさせてあげたいと考えます。愛知県尾張旭市では、小中学校に登校出来ない子供がその日の給食を給食センターで食べる、あさび一食堂として実施する取組を始めました。参

加費は無料で、保護者が付き添い、一緒に食べる場合は一人３００円を支払うとのことです。今後は開催日数等を検討して進めていくとのことです。我が町でも、そのような取組をすべきではと考えます。栄養のある給食が食べられ、一歩外に出るきっかけにもなるのではと思いますが、見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問の件につきましては、大変意義深い取組であると認識しております。不登校の児童生徒に対し、給食センターで安全安心な給食を提供することは、食生活の支援に加え、生活リズムの維持や社会とのつながりを持つきっかけとなるものと考えております。

実施にあたっては、給食センターで食べることを基本とし、利用方法の整理、アレルギー対応、衛生管理など、利用条件を整理したり、先進事例を調査したりし、実施方法を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

１３番、山崎ひろみ君。

１３番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。是非実施出来るようにお願いしたいと思います。

次に、病児・病後児保育の設置について伺います。

これまでも何度か一般質問で取り上げてまいりましたが、保護者の要望の中で、病児・病後児保育をやってほしいとの声が多いため、今回も質問させていただきます。

直近では、令和６年３月議会でも提案させていただきました。その時の答弁でも、設置の条件が整えられないので実施は難しいとのことでした。その後は、担当課で課題になることはあったのでしょうか。また、近隣の自治体の状況は把握出来ていますか。見解を求めます。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

病児保育は、子供がまだ病気の最中でも預かる保育で、発熱や感染症などで通常の保育園や学校には行けない状態の子供を医師の診察を受けた上で、専用の施設や病院併設の保育室などで一時的に預かるものです。

これに対し、病後児保育は、病気の回復期にある子供を預かる保育で、症状は落ち着いてきているが、まだ通常の集団保育に戻るには不安がある時期の子供を預かるものです。

厚生労働省から出されている病児保育事業実施要綱では、病児対応型、病後児対応型として、看護師等を利用児童、概ね10人につき1名以上、保育士を利用児童、概ね3人に1名以上配置し、一部例外があるものの、常駐を原則としています。

また、病院や保育所等に敷設された専用スペース等で調理室を有し、事故防止及び衛生面に配慮されている場所で保育することが求められています。病児・病後児保育につきましては、保護者の就労支援及び子育て支援の観点から、重要な事業であると認識しておりますが、実施にあたりましては、看護師及び保育士等の人材確保、専用スペースの確保、医療機関との連携体制の構築など、多くの課題があることから、事業の実施は難しいと考えています。

近隣自治体の状況ですが、多古町では国保多古中央病院に専用施設を設け、病児対応型保育を実施しています。匝瑳市においては、一般社団法人が複合型児童館において、病児・病後児保育を実施しています。旭市では、総合病院国保旭中央病院が病児対応型保育を、匝瑳市と同一の一般社団法人が病児・病後児対応型保育を、他にも1ヶ所、体調不良児対応型保育を実施している状況です。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

匝瑳市では、フラワーチルドレンの名称で事業が展開されております。今の答弁にあったのですけれども、旭市でも同じ事業者がイオンタウンの中で実施が始まりました。香取市、銚子市でも、規模は異なりますが実施されているようです。病児保育、病後児保育の年間の需要はそれほど多くはないと思いますが、いざという時

のために要望の声はあります。昨今は核家族が増え、共働きは当たり前、独り親家庭も多く見られます。近隣の自治体は設置されています。我が町でもスペースを確保して事業を実施すべきと考えますが、いま一度見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

病児保育は、お子さんの体調に応じたきめ細やかなケアが必要となるため、病児保育に必要な専門性を持つ人材、特に看護師の確保が重要となりますので、現時点で直ちに病児保育を実施することは難しいと考えます。今後も他自治体の先進事例の研究、財政的な支援策の検討など、多角的な視点から、引き続き検討を進めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

担当課長はそれ以上の答弁は出来ないかと思いますので、これ以上は申し上げませんけれども、もうずっと何回も何年もやってきた質問でありますし、近隣が出来ているのになぜうちが出来ないのかというのがありました。今回、匝瑳市と旭市は同じ事業者がやっているんですね。そういうケースもあるので、私はそれを調べて、そういうケースがあるのだったら、うちの町でも導入出来るのではないかと思います。

多古町は、もう小児科の先生が一生懸命やってくれていて多古中央病院が出来たのは知っていましたが、保育園でやるとか、そういう施設でやるとか、今、保育園は見直す時期に来ています。それも含めて、病児保育はセットで出来るようにしなければ、私は子育て支援、大きな顔をして言えないのではないかなと思います。何度も何度も言わせていただきましたけれども、検討は何年かかっても検討で終わりますので、実際に協議に入っていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

議長（柳堀 忠君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前 11 時からといたします。

(午前 10 時 50 分 休憩)

(午前 11 時 00 分 再開)

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

7 番、宮澤健君。

7 番（宮澤 健君）

7 番、宮澤でございます。通告に従いまして、2 件について質問させていただきます。

近年、被害が拡大しているクビアカツヤカミキリ対策について。

昨年より庭木のマキの木が枯れているのが目立つようになり、クビアカツヤカミキリがその原因であると言われていています。実際に近くの人から捕獲して虫かごに入っているのを見せていただきました。別のお宅でも 1 本のマキの木が枯れていたの話をしたら、知り合いの人が来て見たら、全部浸食されていると言われ、一見何の変化もないように見えるような木でしたが、枯れるのは時間の問題だそうです。3 年前から我が家の山椒の木が実をつけなくなり、昨年、枝が枯れているので切ろうとしたら、下の地際の方が浸食されていました。原因は分かりませんが、フラスが出ていたので、多分、この害虫だろうと推測しています。すぐ近くのマキの木が枯れていたの伐採したけれども、他に数本のマキが枯れ始めています。

今年は東京の桜並木が倒木だけが人も出ました。原因は、ソメイヨシノの寿命は 60 年ぐらいに合わせて、クビアカツヤカミキリによる浸食であります。日本農業新聞の記事をクビアカツヤカミキリで検索しましたら、26 件の記事が見つかりました。議長の許可をいただき、参考資料を配付させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。

2023 年 9 月の記事で、ここ 10 年で主要害虫の一角を占めるようになったとありました。2012 年、愛知県、2013 年、埼玉県、東京都や千葉県等は 2025 年に外来種として移入、定着が確認されていますが、実際にはもっと前から浸食していると思われます。地理的に隔絶しているため、DNA 解析の結果、個体群は

複数の経路で侵入に由来しているとされています。日本全国既に17都府県で分布が確認されている状態です。

昔、川沿いに桜を植えたのは、庶民が花見に大勢集まり、楽しむ一方で、河川の異変などをいち早く見つけさせるための手段でもあったと言われています。全国の桜の名所では、見守り隊とか発見隊のボランティア活動で早期発見と対処をしているようです。

そこで、今年度、町予算の公園維持管理業務委託で15ヶ所の公園の管理を委託するわけですが、その害虫は特にバラ科の樹木を好むようですし、町の公園に桜も植えられていると思うが、早期の対応が必要だと思います。クビアカツヤカミキリの防除対策は含まれているのか伺います。

次に、公園以外にも県道とか町道の桜並木があります。これらについての防除対策はどのように考えているのか伺います。害虫対策だけでは済まなく、伐採しなければならないかもしれません。埼玉県行田市では、桜並木405本の9割超がクビアカツヤカミキリの被害に遭い、25年度に139本を伐採、本年度も220本を伐採する予定だそうです。公園以外で管理委託していない桜を調査、防除対策するのか伺います。

次に、家庭の植木の被害対策について伺います。

クビアカツヤカミキリは、在来のカミキリムシの産卵数が100個未満に対し、300から1,000個と格段に多く、ふ化直後に交尾し、数日後に産卵し、多種類の樹木を食害するため、家庭内の植木などで大発生すると被害の拡大が急増してしまうため、薬剤への補助金などで共同購入し、防除してもらうなどの考えがあるのか伺います。

質問事項2番としまして、地域計画の課題解決について伺います。

農業の作業効率と収益性を重視すると、団地化、農地の集約ということになります。昨年12月に策定された町の地域計画において課題と対策で示されています。2月25日に行われた地域計画のブラッシュアップに向けた意見交換会を傍聴しました。ブラッシュアップに向けた意見交換会ですから、計画は作成経過中で、まだ中間点であると言えるでしょう。農協に勤めている時、平成2年に茨城県が7年後を見据えた長期農業振興計画と同時期に農協中央会が10年後を見据え策定した長期振興計画、どちらも委員として委嘱され、参画しました。計画の中身は、国の農

政審議委員も務められている茨城大学、筑波大学、鯉渕学園の教授が作成し、私達委員が細部や現場の意見として盛り込み、策定しました。教授達と最初に打合せをした時に、計画づくりは英語で表現した方がイメージづくりが出来る、ビジョン、プラン、プロジェクトと組立てをすることだと教えられました。そういう手法で行くと、10年後のビジョンを描き、現状の課題を洗い出し、解決というビジョンに近づけるための方策、プロジェクトを誰が、いつ、どのようにするのかではないでしょうか。そこで改めて町の10年後のビジョンを伺います。

2番として、耕種農業の担い手が規模拡大より面積集約するための方策について。

計画の中に、座談会で出された意見が、課題と対策で出ていますが、これらを具現化する方法や手段はどのようにするのか伺います。

3、畜産農家の伝染病対策について。

畜産農家の規模拡大となると、畜舎の増設、団地的な集約になると思います。昨年から豚熱、CSFの感染畜や鳥インフルエンザ罹患鶏の殺処分について、全飼育数ではなく、畜舎や鶏舎ごとに判断されるようになりました。

また、先月15日に改正家畜伝染病予防法が参議院の本会議で可決されました。豚熱が発生した場合、全頭処分からワクチン接種済みで症状のない豚などは対象から外すことになりました。国の使用基準に基づく管理は遵守してですが、病気ごとに半径何キロメートル以内とか移動宣言などの規制がかかってしまいます。病気発症の場合に、団地化が逆効果になり、規制対象となるので、日頃から十分な対策を講じる必要があると思いますが、町として県や関係機関と連携してどのような指導体制を取れるのか伺います。

これで1回目の質問を終わります。次回から自席にて一問一答で行わせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、宮澤議員の質問事項1、近年被害が拡大しているクビアカツヤカミキリ対策についてのうち、質問要旨1と質問要旨2につきましては、私からお答えをいたします。

初めに、質問要旨1、今年度予算の公園維持管理業務委託についてお答えいたし

ます。

ご質問のクビアカツヤカミキリにつきましては、桜をはじめとするバラ科樹木に被害を及ぼす特定外来生物であり、町としても注意を要する害虫であると認識しております。

今年度の公園維持管理業務委託におきまして、造園作業時に薬剤散布を実施する予定でございますが、その薬剤成分にはクビアカツヤカミキリの防除に一定の効果を期待出来るものが含まれております。

また、現時点でクビアカツヤカミキリに特化した防除作業をしようとして位置づけるものではございませんが、日常の樹木管理の中で、桜等の状況確認を行い、フラスの有無や樹勢の異常など、被害が疑われる兆候の把握に努めてまいります。

現在のところ、町管理の公園において、町が把握している範囲では、被害や成虫の確認はございませんが、今後も委託事業者と連携し、早期発見、早期対応に努めてまいります。

次に、質問要旨 2、公園以外の桜の防除対策についてお答えいたします。

公園以外の町道沿いの桜等につきましては、現在、除草作業等を中心に維持管理を行っており、現時点でクビアカツヤカミキリに特化した防除対策は実施してございません。一方で、道路管理者としては、樹木被害が進行した場合の枯損や倒木、落ち枝など、通行安全への影響に留意をする必要があると考えております。このため、今後は通常の道路管理や現地確認の中で、桜等の樹木の異常の有無についても注視してまいります。

また、県道につきましては、県の所管となりますが、必要に応じて県と情報共有を図ってまいります。現時点では、町道沿線で町が把握している被害確認はございませんが、被害が疑われる場合には現地確認を行い、安全確保を優先しながら、適切に対応してまいります。

私からは以上です。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

それでは、私から質問要旨 3、家庭の植木への被害対策についてお答えいたします。

宮澤議員からご提案のありました薬剤購入費への補助制度につきましては、被害防止を進める上での一つの方策であると認識しております。

一方で、外来種対策には様々な対象があることから、特定の外来種に限定した支援制度の在り方につきましては、公平性や必要性の観点から、慎重に検討する必要があるものと考えております。

また、薬剤の使用にあたりましては、安全性の確保や適切な使用方法の周知など、制度設計にあたって整理すべき課題もあるものと認識しております。その上で、国や県の動向、他自治体における取組事例等を調査すると共に、関係機関とも連携しながら、薬剤購入費への補助制度の導入の可能性について必要に応じて検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

続きまして、質問事項２、地域計画の課題解決について、質問要旨１、東庄町の１０年後のビジョンについてお答えいたします。

本町が目指す１０年後の農業の姿は、地域の担い手を中心となって農地を有効に利用し、分散した農地の集積、集約を進め、遊休農地の発生を抑えながら、作業効率と収益性を高め、持続可能な地域農業を維持していく姿であると考えております。

そのため、地域計画は地域の話合いに基づき、将来の農地利用の方向性や担い手を明確にしていくものであり、本町におきましても地域の実情を踏まえながら関係者との協議を重ねているところでございます。

また、地域計画につきましては、策定して終わりではなく、地域の実情や農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、毎年見直しを行うこととされております。今後も地域の課題を把握しながら、目指すべき将来像の実現に向けて地域の関係者と話合いを継続し、計画の充実を図ってまいります。

次に、質問要旨２、耕種農業の担い手が規模拡大により面積集約するための方策についてお答えいたします。

耕種農業の担い手が、単に経営面積を増やすだけではなく、作業効率の高い形で農地を集約していくためには、地域計画に基づく話合いの中で、農地所有者や耕作

者の意向を把握し、将来の農地利用の方向性を共有していくことが重要であると考えております。

その上で、目標地図により農地利用の見通しを明確にし、農地中間管理事業の活用を図りながら、担い手への農地の集積、集約を進めていくことが基本になるものと認識しております。

また、これを進めるにあたりましては、町だけではなく、農業委員会、農地利用最適化推進委員、ＪＡ、県など、関係機関と連携し、それぞれの役割の中で調整を図っていくことが必要であります。

更に、地域によって農地の状況や担い手の状況は異なりますことから、一律に進めるのではなく、地区ごとの実情を踏まえながら、必要に応じて農地条件の改善等も含め、作業効率の向上につながる方策を検討してまいります。

次に、質問要旨３、畜産農家の伝染病対策についてお答えいたします。

畜産農家の伝染病対策につきましては、家畜防疫は家畜伝染病予防法等に基づき、県が中心となって対応するものでございますが、町といたしましても、県、ＪＡ、関係機関と連携しながら、平時から情報共有や注意喚起に努めていくことが重要であると認識しております。

また、畜産農家におきましては、飼料衛生管理基準を遵守し、農場への出入り管理、車両や機具の消毒、野生動物の侵入防止など、日頃から防疫対策を徹底していただくことが基本であると考えております。

町といたしましても、県などから情報を速やかに伝達し、関係機関との連携のもと、必要な周知、注意喚起に努めてまいります。

更に、万が一、家畜伝染病が発生した場合には、県の防疫体制と連携を取りながら必要な協力を行ってまいります。なお、地域計画に基づく農地利用や集約化の検討にあたりましても、効率性の向上だけではなく、防疫上の観点にも十分留意しながら進めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

７番、宮澤健君。

７番（宮澤 健君）

防除対策として有効なのは薬剤散布、産卵の防除として防虫ネットを幹の中ほど

から根元に巻き付ける方法や忌避剤使用で黄色の蛍光スプレーを吹きつける等が有効とあります。一番初期の段階でフラスを発見することです。これだけ広範囲に被害されているので、県としても対策を考え、講じていると思うので、連携し、早期の発見を主とした段階的に総合的な防除が必要と考えます。卵の発見はブラックライトを当てるだけで発見出来るそうです。場合によっては補正予算で早期に取り組む必要があると思いますが、対応を伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり防除方法としては薬剤処理、ネット巻き、樹木の異常確認など、発生段階に応じた対応があるものと認識しております。ただし、現時点では町管理の道路沿線樹木において、被害や発生を町として把握していないことから、補正予算を編成して直ちに新たな防除事業を実施する状況にはないと考えております。

一方で、早期発見が重要であることは認識しておりますので、今後は県など、関係機関からの情報収集を行うと共に、道路管理の中で樹木の状況把握に努めてまいります。その上で、被害が確認された場合には、被害の程度や範囲を踏まえ、必要な対応について関係機関と連携しながら適切に対応してまいります。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

7 番、宮澤健君。

7 番（宮澤 健君）

クビアカツヤカミキリはバラ科を好むということで、桃や梅の産地では県を挙げて対策を講じています。千葉県は日本一の梨の産地です。梨もバラ科の植物です。隣の香取市や旭市にはたくさんの梨園があります。火傷病等により中国からの花粉の輸入が停止されて3年が経過し、花粉の確保で苦労しているようですが、梨の病気に赤星病というのがあります。これはカイドウの木やカイヅカイブキなど、病原胞子が行ったり来たりするので、2キロ以内の近くには植えないようにしています。病虫害の防除には、そのものだけではなく、周辺にも注意を払わなくてはなりません。この害虫はバラ科だけではなく、マキなども被害するので、茨城県や埼玉県の

果樹産地、桜の名勝地では注意深く観察するために、知識を持った人たちを募集し、巡回をして対策を講じております。

5月30日の日本農業新聞に埼玉県越生町、梅の産地が10匹で500円で買い取るという記事がありました。クビアカ捕殺制度として町の予算100万円を立て、事前に窓口に登録カードを発行し、一人最大100匹、5,000円分のポイント、町内の飲食店で利用出来る町民への関心と周知を図り、被害拡大を抑えるようにしている事例があります。広報で町民に注意喚起して、危機管理を持ってもらい、共同防除的に一斉に防除すべきと考えますが、対応を伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

仮に本町においてクビアカツヤカミキリが発見された場合には、町は速やかに県へ発見時の状況等に関する情報を報告いたします。その後は千葉県生物多様性センターから防除等に関する案内や助言を受け、町及び土地管理者が連携して対応していくことになります。

町といたしましては、県との連携を密にしながら、町内における発生状況や被害実態の的確な把握に努めてまいります。

また、広報誌やホームページ等を通じて、町民の皆様に対し、本虫の生態や特徴、早期発見の重要性について情報提供を行うと共に、適切な防除方法の周知にも努めてまいります。

その上で、今後の被害拡大の状況を注視し、地域が一体となった対策が必要であると判断される場合には、関係者の皆様のご理解とご協力をいただきながら、共同防除の取組も視野に入れ、より実効性のある対策について検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

7番、宮澤健君。

7番（宮澤 健君）

私が波崎町農協に勤めた昭和50年に波崎町の松林にマツケムシが大量発生し、有人ヘリで空中散布を四、五年実施しました。その後、海岸線の防風林の松をマツ

クイムシ、原因はマツノザイセンチュウがカミキリムシに寄生し、カミキリムシが食害した部分から松の木に侵入するというものから保護するため、有人ヘリで空中散布を何年も実施し、マツクイムシに強い松の植栽も併せて実施してきました。しかし、ほとんどの松が枯れてしまっている状況です。砂防林の防除をしても波崎で木と言えば松で他の木は数えるほどであります。松林や家庭の周りもほとんど松で、茨城県や町では事業として造園業者に依頼し、伐採、切り株などに薬剤処理を実施してきたけれども、浸食のスピードがはるかに上回り、松がなくなってしまっています。言葉尻を捉えて揚げ足を取るわけではありませんが、早期発見に努力することですが、冒頭申し上げたとおり、もう捕獲して虫かごに入っているのを見ている状況であります。この二の舞にならないために、早期の対応をお願いいたします。

地域計画のブラッシュアップで一番の課題は桁沼耕地や橘地区の畑の集約と資料には出ていますが、桁沼土地改良区全体では780名余り、桁沼だけで600名余りの地権者がいるわけであります。実際の耕作者となるとかなり少なくはなるでしょうけれども、正確な耕作者を特定することはかなり難しいのではないのでしょうか。そのような状況から、耕作地を集約するための手法はどうするのか伺いたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

桁沼地区や橘地区につきましては、ご指摘のとおり地権者が多く、実際の耕作者や利用実態の把握、更には意向の調整に時間を要する地域であると認識しております。

従いまして、農地の集約につきましても、短期間で一律に進めることは難しく、地域の実情に応じて段階的に進めていく必要があると考えております。

その手法といたしましては、農地所有者や耕作者の意向を把握した上で、農地中間管理機構を活用し、農地を担い手へ集積、集約していくことが基本になるものと考えております。

具体的には地域計画の話し合いや農業委員会の活動を通じて意向を確認し、貸付が

可能な農地については中間管理機構を通じて集約を図り、その上で担い手への貸付につなげていく考えでございます。

いずれにいたしましても、地権者数が多い地域では、丁寧な意向把握と合意形成が重要でありますことから、農業委員会、農地利用最適化推進委員、JAなど関係機関と連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

7 番、宮澤健君。

7 番（宮澤 健君）

桁沼耕地の水稻の作業を手伝っていますけれども、私の感覚で、課題としてしゅんせつによる土質の差が大きいように思います。粘土質の水田と砂質の水田に分かれます。昭和の終わり頃から土地改良事業と合わせて土地基盤整備と土壌改良事業を組み合わせた土壌改良整備が行われるようになりました。桁沼耕地は昭和45年当時であります。利根川の泥をしゅんせつしたので、吹き出し口に近い場所は重い砂が、離れたところには粒子の細かい泥が堆積し、当初は深いところがあって苦勞したと聞いております。耕地の集積を図るには土質の違いが課題なのではありませんか。その際、計画の中に土壌改良工事などを盛り込む考えがあるのか伺いたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

ご指摘のとおり農地の土質や排水条件の違いは作業性の作付のしやすさに影響するものであり、農地の集積、集約を進める上でも留意すべき課題であると認識しております。

このような課題に対応するため、農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けた事業として農地耕作条件改善事業がございます。この事業は、受益者が2者以上あることなどの要件のもと、客土、暗渠排水、湧水処理、区画拡大などを実施出来るものであり、国の補助も活用出来る制度となっております。

また、地区内の農地の8割以上を農地中間管理機構に貸し付けた場合、10ア

ル当たり2万円の協力金が交付される農地集約化促進事業もございます。町といたしましては、こうした事業を活用することにより、地元負担を出来るだけ抑えながら、農地条件の改善を図ることが可能であると考えており、座談会等の場においてもそのような方法がありますよという提案をしているところでございます。

農地の耕作条件を整えることは担い手への貸付や換地を円滑に進める上でも有効であると考えておりますので、今後も地域の意向を踏まえながら、こうした制度の活用を検討してまいります。

また、モデルとなる地区が出来れば、町全体への広がりも期待出来るものと考えております。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

7番、宮澤健君。

7番（宮澤 健君）

極端な話ですけれども、国の特区制度を活用して、大胆に農地を売りたい人、買いたい人の仲介等をして、売買していくようなことは出来ないでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

後継者不在などにより、小規模の家族系農家が農地の維持管理に苦慮している実情があることは、本町としても重要な課題であると認識しております。

一方で、現在は農地を所有することで各種の租税公課や負担が継続して生じることなどから、農地を取得して規模拡大を図ることについては慎重に考える担い手が多いのも実情でございます。

このため、本町といたしましては、国や県が示しております、地権者は地代収入が得られる形で農地を担い手に提供し、担い手はその農地を活用して経営の維持拡大を図るという考え方を基本に、まずは貸借による農地の有効利用を進めていきたいと考えております。

なお、農地の売買につきましても、農地法等の法令に基づく手続きの中で行われるものでありますことから、農業委員会や関係機関と連携しながら、どのような対

応が可能か研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

7 番、宮澤健君。

7 番（宮澤 健君）

我が家もそうですけれども、小規模の家族経営の農家の人たちは、現在、田畑など、農地があって困っている状況です。子供達が都会で暮らし、農業後継者になるわけでもないのに、買手があれば売りたいという人ばかりです。地域計画が現状を反映し、意欲的な農業経営による町の農業イコール環境でありますので、農地バンクも受入れを強化する方向で今動いております。衰退しないような関係各位のご協力と努力をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で宮澤健君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 37 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

8 番、大網でございます。早速ですが、質問に入らせていただきます。

質問事項 1、町のスポーツ振興についてお伺いいたします。

今回は魅力あるまちづくりの一環として、東庄町のスポーツ振興についてお伺いいたします。

スポーツ振興とは、簡単に言いますと子供から高齢者まで、誰でもがスポーツに親しみやすくし、健康づくりや競技力向上につなげるための取組全体を指します。

日本では、スポーツ振興という言葉はよく耳にしますが、少し意味が広くて分かりづらいところがあります。文部科学省や自治体などでは、次のようなことをスポーツ振興の意味として使われております。

日常に運動やスポーツを楽しめる環境づくり、学校の体育や部活動の充実、地域スポーツクラブや大会の整備、指導者の育成や研修、トップアスリートや代表選手の強化支援などです。

また、身近な具体例といたしまして、市町村の体育館や運動公園の整備や改修、子供向けスポーツ教室、高齢者向け健康体操教室、地域のマラソン大会や市民運動会、スポーツ推進委員や地域クラブによるイベント、競技力強化事業などが具体例でございます。

また、地域社会にもたらす効果として、次のように期待されております。

生活習慣病の予防や心身の健康づくり、子供の成長や教育面での良い影響、地域コミュニティのつながりづくり、経済効果や観光振興、国際交流やSDGsへの貢献、以上のようなことを含めて使われていると文部科学省や自治体が説明をされております。

そこで質問要旨1、町の小中学校、障害者、高齢者、地域クラブのスポーツ振興について、それぞれの団体のスポーツ振興の取組をお伺いいたします。

初めに、町内の小中学校の児童生徒の体力向上と健康づくり、スポーツの楽しさ、運動に親しむ力、協調性や責任感などの心の成長や社会性を育てるために授業以外にも体育の充実が必要となります。そこで、放課後や週末のスポーツ遠征など、指導者の確保や費用の負担についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わりにいたします。次回から自席にて質問いたしますので、よろしくお願いします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

小学校においては、10月に開催される陸上競技大会に向けた練習を小学校教諭が担っています。大会時はスクールバスを利用するため、費用の負担は発生しません。

また、本年度より月2回、東庄小学校を会場として陸上クラブを開催しております。これは放課後子ども教室の一環として実施されており、指導者は5名で、これらの指導者にかかる講師料は、国、県、町が負担をしております。

中学校においては、放課後の部活動の指導を中学校教諭が顧問となり行っているところです。なお、卓球部、ソフトテニス部、バレーボール部、吹奏楽部、陸上部には部活動指導員がおり、これらの指導員にかかる講師料は、国、県、町が負担しております。

また、練習試合を除く大会等の交通費や参加費については、町民バスを利用したり、中学校費からの制度派遣費を支出したりしているため、保護者負担はほとんど発生しておりません。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

了解いたしました。

それでは、中学校の体育の時間の剣道、柔道などは専門的な知識や安全な施設、環境が求められておりますが、教育委員会の中では、体育の中で武道をどのように位置づけているのかお伺いします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校保健体育科における武道の位置づけは、教育委員会が定めるものではなく、文部科学省が示す学習指導要領でその位置づけがなされております。

第1学年及び第2学年においては、技が出来る楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となる技が出来るようにすることが重要である。また、武道の学習に積極的に取り組み、伝統的な行動の仕方を守ることなどに意欲を持ち、健康や安全に気を配ると共に、礼に代表される伝統的な考え方などを理解し、課題に応じた運動の取組を工夫出来るようにすることが大切であると示されております。

なお、東庄中学校では、1年生は柔道を、2年生では剣道を選択しております。武道の技には危険な技が多数あるため、保健体育の教員は県が実施する武道の実技講習会に参加し、安全教育を十分に行うなどして生徒の安全確保に取り組んでいます。生徒への指導にあたっては、危険な技、行為の禁止や安全に活動が行われるた

めの指導を行った後、実技指導を行っています。

また、施設の点検等を定期的に行い、安全に活動出来るよう配慮しています。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

ありがとうございます。それでは、有段者の指導を受けるなど、外部から専門家を招いて、技術だとか考え方を学ぶ学習などはどうでしょう。お伺いします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように専門家を招いて技術や考え方を学ぶ教育は非常に重要です。東庄小学校においては、6年生を対象にオリンピック選手など、世界で活躍したトップアスリートを招いた夢授業を開催し、キャリア教育の推進に努めているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

了解いたしました。

では、続きまして、障害の有無にかかわらず誰でもがスポーツを楽しむ権利があると位置づけられている障害者のスポーツと、生活習慣病の予防や改善につながり、健康寿命を延ばす可能性があり、介護予防にもつながる高齢者のスポーツは、定期的続けることで、自分でも出来る、役に立っているという感覚が生まれ、生きがいや自己効力感の向上につながるとされています。障害者、高齢者に対して、どのような取組を行っているのかお伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

まず、町での高齢者に対する取組についてですが、町と社会福祉協議会、シニアクラブ連合会が連携し、東庄スポーツフェスタと同日に高齢者いきいきレクリエーションを開催している他、グラウンドゴルフ大会やニチレクボール交流会などを実施し、高齢者の健康づくりと交流の場の充実を図っております。

また、地域包括支援センターでは、フレイル、介護予防を目的とし、毎月体操教室や各種講座等を開催しています。

次に、障害者スポーツについてですが、町内に障害者のスポーツ団体がないことから、町独自でのスポーツ大会開催には至っておりませんが、千葉県障害者スポーツ大会や香取地区身体障害者スポーツ大会への参加支援を行っています。令和7年度は、千葉県障害者スポーツ大会、水泳競技に1名参加、香取地区身体障害者スポーツ大会に4名が参加しています。ボッチャやボーリング大会などの案内があった際には、身体障害者福祉会を通じた通知や窓口、チラシ等による情報提供を行い、参加促進に努めております。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

8番、大網正敏君。

8番（大網正敏君）

了解いたしました。しかしながら、競技だとか大会に参加する人が少ないのではないかと私は思います。

そこで、原因としては何かと考えますと、やはり指導員が少ないのかなと考えられます。特別なルールだとか安全管理が必要な障害者、それと高齢者のスポーツ指導員の資格を取るのには東庄町ではどのような方法を取っているのか。また、東庄町では、その指導員は何人いるのかお伺いします。

議長（柳堀 忠君）

健康福祉課長、高木多恵子君。

健康福祉課長（高木多恵子君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

障害者や高齢者のスポーツについては、それぞれの実施団体においてルールを学び、審判員などの資格を取得している状況です。そのため、障害者や高齢者の審判

員や指導員の在籍数については、健康福祉課の方では把握しておりません。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

了解いたしました。

それでは、最後に、住民が主体となって、誰でも、いつでも、世代を超えて、いろいろなスポーツを楽しめる場づくりが進められている地域クラブは、町民主体のクラブです。そこで、地域クラブに対して町ではどのような支援や対策を行っているのか伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、スポーツ振興のため、地域クラブへ支援を行っています。例えば、東庄町スポーツ協会への補助金の交付や香取郡スポーツ協会に対する負担金の支出など、財政的な支援を行っております。

また、町スポーツ推進委員が中心に活動するスポーツフェスタやコジュリンマラソン大会については、実行委員会を組織し、活動費を支出しております。

更に、町民が各種大会への参加や様々な指導者講習会の参加を促しているところです。

今後も町民のスポーツに対する理解を深めると共に、体力の向上と技術向上に向けた取組の充実に努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

分かりました。それでは、私の考えなのですが、県大会や全国大会のような大きな大会や試合に出場する場合には、交通費、宿泊費、参加費など、多くの経費がかかります。個人的に時間や出費など、負担をかけることになります。そこで

一定以上の大会や試合などに経費の一部を負担していただけるというお考えはございませんでしょうか。お伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

現在、町では、例えば世界大会等、一定規模以上の大会等への出場者に対する補助は行っておりません。今後、近隣市町の事例など、報奨金制度の状況を調査し、研究してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

よろしくお願いをいたします。

それでは、質問要旨 2、祭礼で行われる武道大会についてお伺いいたします。

多くの地域では、神社の祭礼や地域の大きな祭りの中で相撲や剣道、柔道、弓道などの武道大会が同時に開催され、祭りの一部として位置づけられております。例えば、京都三十三間堂で行われている通し矢の全国大会は、京都府、京都市の教育委員会が後援をしております。また、赤城神社の奉納武道大会が地域の文化、観光資源として継続され、地域活性化や振興の一環としている例がございます。観光協会や地域振興の部署が広報や後援を行っております。

それでは、東庄町で東大社、諏訪神社で剣道、弓道、相撲などの武道が神社の例祭で行われておりますが、町ではどのような対策を取っているのかお伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

東庄町で行われている祭礼における武道行事は、地域に根差した伝統行事であり、地域文化や観光資源としての側面を持つ重要な行事であると認識しております。このうち諏訪神社の相撲祭りにつきましては、観光協会が地域の魅力を広く発信する

ための活動として情報発信を行い、町内外から多くの方々に訪れていただいております。

諏訪神社には土俵もあり、祭礼と結びついた地域資源としての活用の可能性を有しているものと考えております。

一方、東大社における弓道等に係る祭礼につきましては、これまで観光面での直接的な関わりはございませんでした。今後につきましては、主催者や関係者の意向を確認しながら、観光協会と共に情報共有を図り、地域の魅力の発信や賑わい創出につながる形で支援可能な範囲を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

ありがとうございます。東大社における弓道や剣道大会の祭礼については、私からも東大社や弓道関係者の皆さんと話し合って、地域の魅力を発信するために観光協会や公民館のお力をお借りし、伝統ある祭礼にもっていきたいと考えております。

また、諏訪神社の相撲大会は小学生のこども相撲、未就学児童の泣き相撲、現在は行われてはおりませんが、青年対抗の相撲などがあり、魅力的な祭礼だと私は考えております。従って、これからもなお一層の観光協会や行政のお力をお借り出来ますようお願いを申し上げます。

続いて、質問要旨 3、町のスポーツ誘致についてお伺いいたします。

スポーツと観光は相性がとても良いので、地域づくりの大きな力になると私は考えております。スポーツ誘致を行うことで、大会や合宿のために交流人口が増え、地域の魅力を P R しながら、宿泊、飲食費などの消費を通じて、地域経済の活性化を図り、観光を促進するための取組として、町でのスポーツ誘致の現状をお伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、町のスポーツ誘致の現状についてお答えいたします。

現時点では、町としてスポーツ大会や合宿等の誘致を目的とした具体的な計画や

実績はございません。しかしながら、町内にはスポーツと観光の両面から活用の可能性がある資源や事例が幾つかございます。例えば、諏訪神社の相撲祭りや出羽の海部屋の夏合宿は地域の伝統やスポーツ文化を生かした取組として、観光協会による情報発信が行われており、町内外から多くの方々が訪れる事例となっております。

また、町内には弓道の合宿を受け入れている旅館がございます。教育課で管理している弓道場もございます。

こうした既存の資源や実績を基に、今後は関係課や観光協会、事業者との情報共有を図りながら、町の魅力発信や観光振興につながる形でスポーツ誘致の可能性を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

それでは、東大社については、弓道を行っておりまして、東庄町では弓道場を有しております。そこで、町内だけではなく、県内、あと国内に向けて武道が大好きな外国人達にも弓道がある町だということを P R して、S N S などを通じて広く町内外の人に P R した方がいいのかと思いますが、これについてどうお考えなのか伺いたいします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

弓道場や合宿受入れ施設があることは東庄町の特色の一つであると認識しております。町内には弓道場があり、併せて弓道の合宿に対応している旅館もございます。

また、東庄町観光協会のホームページでは、東庄町弓道場に関する情報が掲載されているものと承知しております。

今後は、東大社を含む関係者の意向も踏まえながら、観光協会等のホームページや S N S での情報発信の充実について、関係者と情報共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

ありがとうございます。そこで、弓道場の遠的でございますが、東庄町は、弓道場は整備されておりますが、遠的場は整備されておられません。何回か施設をつくってくれと要望しましたが、是非とも県内では珍しい遠的の施設をつくってもらって、町の弓道の発展と、あと観光、スポーツ誘致が可能な弓道の遠的がある町だということを望みますが、どのようなご見解なのかお伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

ご質問にありました遠的につきましては、既存の弓道場の脇の屋外部分にフェンスを設置し、安全対策を講じた上で、郡民体育大会など、遠的競技の大会が行われているとのことです。現時点では、新たに遠的専用の弓道場を整備する予定はございません。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

分かりました。是非とも遠的の弓道場をつくってもらって、練習が出来る弓道場という形で是非お願いをいたします。

最後になりますが、質問要旨 4、観光・スポーツ団体との連携についてお伺いいたします。

スポーツ庁、文化庁、官公庁の三庁は、2016年3月に三庁包括的連携協定を締結し、スポーツや文化芸術資源の融合により、新たに生まれる地域の魅力を国内外に発信し、訪日観光客の増加や国内観光の活性化を図るための取組を推進するため、スポーツ文化ツーリズムアワードを2016年度から実施しております。そこで、町のスポーツ振興の現状を町内外に発信し、PRするため、行政、観光、企業、スポーツ団体等の連携及び取組についてお伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡 伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

教育委員会では、教育行政の一環として、町民のスポーツの振興を進めているところです。先程も申し上げましたとおり、スポーツフェスタやコジュリンマラソン大会等を開催しており、その実施にあたっては、各実行委員会を組織し、町のスポーツ振興を図っております。

また、広報にあたっては、町ホームページやSNS等を活用したり、観光企業等の団体と連携したりし、スポーツイベントに関する情報発信を行っております。更にイベントの開催に際しては、スポーツ協会、スポーツ推進委員会、各競技団体等にご協力をいただき、運営していることを申し上げます。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

了解いたしました。私の考えていることは、スポーツを通じて、町民の健康と魅力あるまちづくりを推進するための方法として、イベントの協賛として、企業が寄附や商品の提供、小中学生、高齢者等がイベントに参加すること、医療機関からの健康づくりのPRとか、町、町内会のボランティアの参加、あと観光協会が町内外に向けた情報発信を担う。それぞれの立場や情報を活用した組織として、誰でも、いつでも、世代を超えていろいろなスポーツを楽しめる場づくりとして、町全体で知恵と汗を出し合い、コンソーシアム型の組織をつくり、それぞれの協議に合った体制づくりを考えますが、見解をお伺いいたします。

議長（柳堀 忠君）

教育課長、郡 伸明君。

教育課長（郡 伸明君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

コンソーシアム型組織の設立につきましては、取組事例等について広く情報収集に努め、調査・研究を進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

8 番、大網正敏君。

8 番（大網正敏君）

いろいろどうもありがとうございます。スポーツを通じて町の魅力あるまちづくりということを期待して、私の質問を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございます。

議長（柳堀 忠君）

以上で大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 1 時 4 0 分からとします。

（午後 1 時 3 0 分 休憩）

（午後 1 時 4 0 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

5 番議員の越川です。通告に従いまして一般質問をいたします。

東庄町の基幹産業である農業は、地域の暮らしと経済を支える重要な柱であります。持続可能な農業経営の確立と地域農業の活性化に向けて、以下の点について町の見解と今後の対応について伺います。

質問事項 1、東庄町の農業政策について。

質問要旨 1、地域農業経営基盤強化促進計画について伺います。

東庄町では、既に町内全域の農用地区域を対象に 13 の区域で地域計画が策定され、1 年が経過をしました。地域計画の中で、目標地図を作成することは、農地の集約化や担い手への農地集積に不可欠であります。

そこで伺います。地番入りの詳細な目標地図が地区ごとに作成されているのか伺います。

以上で登壇での質問は終わります。これ以降は、自席にて一問一答でお願いします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、越川議員のご質問にお答えいたします。

令和7年度末現在、地域計画にかかる目標地図につきましては、町内13地区、全てについて作成しております。

目標地図は、農地1筆ごとの位置関係を踏まえて、将来の利用の方向性を整理したものであり、地区ごとに作成しております。

なお、システム上、地図画面に地番そのものを表示する仕様にはなってはおりませんが、農地台帳情報を基に、データとして関連づけされております。

今後も地域での話合いや意向の変化を踏まえ、必要な見直しを行ってまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

農業者の高齢化などの理由により、毎年離農者が増加しております。農地の集約化を進める上で、正確な目標地図を作成することは重要であります。

地域との話合いを密にし、必要な見直しを行っていただきたいと思います。

次に、地域計画が策定され、その計画達成に向け、各地域ごとに協議の場を開催し、進捗状況と課題を整理することが必要であります。今現在の各地域ごとの進捗状況と課題について伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

地域計画につきましては、町内全13地区で策定を行っておりますが、計画の具体化や地域での話合いの深まりには地区ごとに差がある状況でございます。

担い手への集積率が5割を超えている地区は、桁沼、新宿、石出、東今泉の4地区で、いずれも水田地帯でございます。

これに対し、その他の地区につきましては、認定農業者の割合や担い手の状況な

どから、集積、集約の進み方に差が見られます。令和7年度におきましても、地域計画の見直しのため座談会を全域で開催いたしましたが、参加人数は地区によって差があり、現在、継続的に座談会や情報交換を行っている地区は、窪野谷地区、小座地区、平山地区の3地区となっております。

課題といたしましては、地域計画に対する理解の浸透、地権者や耕作者の意向把握、担い手への集積、集約に向けた合意形成などが挙げられます。町といたしましては、引き続き広報や地域の集会等を通じて制度の周知を図ると共に、地域の理解を得ながら丁寧な合意形成に努めてまいります。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

地権者や耕作者の意向は大事ですけれども、町としてのビジョン、プランも大事であります。特に継続的に協議をしている窪野谷地区、小座地区、平山地区の3地区については、スピード感を持って更に進めていただきたいというふうに思います。

次に、高齢化や人手不足が進む中、本町としての担い手育成や労働力確保の具体的な施策、支援制度についてお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

地域計画の策定にあたり実施した意向調査では、規模拡大の意向を有する農業者は29名、拡大規模面積は134ヘクタールとなっており、経営拡大の意向を持つ担い手が一定数いるものと認識しております。

一方で、農業者の高齢化や人手不足は引き続き大きな課題であると考えております。このため、町といたしましては、担い手への農地集積、集約を進めると共に、関係機関と連携し、認定農業者や新規就農者の確保、地域計画を通じた担い手の位置づけの明確化、省力化につながる取組の周知などに努めてまいります。

また、地域の実情に応じて、必要な支援策や制度の活用についても関係機関と連携しながら進めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

持続可能な農業経営を確立する上で、担い手育成は重点課題であります。必要な支援策など、関係機関と連携を図り、進めていただきたいと思います。

次に、現在日本では人口減少に歯止めがかからないことから、労働力の確保が大きな課題となっております。その労働力不足を外国人で補う企業が年々増加しております。本町における外国人労働者の現状と課題、今後の対応について伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

本町における農業分野の外国人労働者につきましては、技能実習制度や特定技能制度を活用して受け入れている事業者があるものと考えられますが、町としては、当該制度を所管している立場ではなく、現時点で受入れ状況の詳細な実態を把握しているものではございません。

また、外国人労働者の受入れに関する制度運用につきましては、在留資格や制度全般は法務省、出入国在留管理庁、労働条件や雇用管理は厚生労働省及び千葉労働局など、技能実習制度の適正実施は、外国人技能実習機構、農業分野に関する事項は農林水産省などが所管しているものと認識しております。

しかしながら、農業分野における労働力確保は本町においても重要な課題でありますことから、今後は国や県、関係機関の動向を注視すると共に、必要に応じて情報収集を行い、農業者に対する情報提供や相談対応の在り方について研究してまいりたいと考えております。

また、制度の見直しにつきましては、現場の課題やニーズの把握に努めながら、必要に応じて国や県に対して適切な要望を行ってまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

外国人労働者につきましては、地域社会との共生がうまくいかないなど、多く課題がございます。行政サービスなど、自治体によってばらつきが大きく、暮らしにくい状態があるようです。ライフスタイル全体を見据えた支援強化が必要だと思います。

また、こういった問題の制度の見直しについてですが、人手不足分野における人材の育成、確保を目的とする育成就労制度が創設されました。令和 9 年 4 月 1 日から運用が開始されます。国と県と連携しながら、そういった内容についてもなるべく早い段階で関係者へ周知、案内をしていただきたいというふうに思います。

次に、農地の生産性の向上と災害対策の観点から、本町における基盤整備や排水溝整備の現状と今後の整備計画についてお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

町では、本年 2 月 25 日に農林水産省が主催する地域計画の全国キャラバンを本町に招き、地元負担の軽減につながる基盤整備事業や軽微な基盤整備事業について説明を受ける機会を設けました。

その後、参加者からは、各地区でも基盤整備に関する説明会を開いてほしいとの要望があり、現在、香取農業事務所及び海匠農業事務所の基盤整備担当職員と連携し、対策チームを設けて対応しているところでございます。

現在は町内 3 地区から相談を受け、具体的な対応を進めております。

農地の基盤整備や排水溝整備につきましては、地域の同意が前提となりますことから、町といたしましては、地域の現状にあった事業を提案し、地元の意向を丁寧に把握しながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

地域の同意が前提ということですが、このような整備事業につきましては、何年

も時間がかかってしまうことをよく聞きます。現在、相談を受けている３地区につきまして、関係機関と連携し、出来るだけ早期に実現出来るよう取り組んでいただきたいと思います。

次に、質問要旨２、令和８年産米の現状と今後の見直しについて伺います。

７年産主食米の高騰により、米離れが進み、６月末の民間在庫数量は過去最高となり、大量の過剰米の発生が見込まれます。一方、飼料用米や加工用米など、非主食用米は不足状況にあります。このような状況の中、主食用米の価格が大幅下落した場合の支援は考えているのか、また、非主食用米の取組状況と需給調整や収益性向上のための転作支援策について伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

米をめぐる需給につきましては、主食用米、飼料用米、加工用米など、用途ごとに状況が異なっており、今後の需給動向や価格動向については、国や県、関係機関の情報を注視していく必要があると認識しております。

主食用米の価格が大幅に下落した場合の支援につきましては、まずは国や県の対応状況を注視すると共に、必要に応じて関係機関との情報共有を図ってまいります。

また、非主食用米につきましては、需給調整や農業経営の安定化の観点から、重要であると考えておりますことから、国や県の制度や産地交付金等の活用も踏まえ、関係機関と連携しながら取組を進めてまいります。

町といたしましては、今後も水田の有効活用と収益性の向上に向け、必要な情報提供や制度周知に努めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

５番、越川良男君。

５番（越川良男君）

７年産の主食用米が高騰したことから、８年産米では主食用米の作付が増加し、非主食用米の飼料用米、加工用米の作付が大きく減少しました。非主食用米について、国や県の制度や産地交付金を活用しながら関係機関と連携するということです

が、米価を安定させるには、需要にあった生産が必要です。これは現農林水産大臣もそういう発信をしております。現状の課題として、主食用米から非主食用米へ転換させることが急務と思いますが、現行の国や県の制度では、非常に難しい状況にあります。

そこで伺います。非主食用米の生産拡大に向け、町としての考えはありますか。また、国や県に対して、制度の見直しについて要望する必要があると考えますが、町の見解を伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

非主食用米の生産拡大につきましては、主食用米の需給調整や農業経営の安定化の観点から重要であると認識しております。

本町におきましても、国や県の制度や産地交付金を活用し、飼料用米や加工用米などの取組を進めておりますが、主食用米から非主食用米への転換を進めるには、現行制度の中での課題があることも認識しております。

具体的には、非主食用米の生産に対する支援額や条件が主食用米の生産に比べて十分でない場合があること、転作に伴う農業者の負担が大きいこと、地域ごとの作付状況に応じた柔軟な対応が難しい場合があることなどが挙げられます。町といたしましては、非主食用米の生産拡大に向け、地域農業者や関係機関と連携し、現状の課題を把握すると共に、国や県の制度の見直しや支援策の拡充について必要な要望を行ってまいりたいと考えております。

また、地域における具体的な取組といたしましては、地域計画の話し合いの中で、非主食用米を含めた農地利用の方向性を整理し、農業者の意向に応じた転作支援策の活用を進めてまいります。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

地域計画の話し合いの中で、農業者の意向に応じた転作支援策を進めるということ

ですので、農業者との話合いの中で課題を整理し、具体策を提案していただきたいというふうに思います。

次に、米価の上昇が農地賃貸料に与える影響と農業者、地権者間の調整状況についての現状と町の対応方針をお聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

平成21年の農地法改正により、標準小作料制度は廃止され、現在は農業委員会が前年1年間に締結された契約実績を基に賃借料情報を公表しております。

令和7年における本町の他の平均賃借料は、10アール当たり3万9,100円で、前年に比べ増加しております。

なお、契約形態には10アール当たり何俵というような変動相場制もあることから、年によって差が生じる状況にあります。

また、農林水産省からは、農地の集積、集約を進める上で、耕作条件と併せて賃借料の考え方についても地域ごとの話合いの中で一定の目安や考え方を共有することが有効であるとの助言を受けております。

町といたしましては、今後、地域計画に関する座談会等の場を通じて、農地の利用条件と併せて賃借料の考え方についても地域ごとの議論を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

農地の集積、集約を進める上でも、圃場の条件と合わせ、賃借料を統一することは重要であると考えます。是非、地権者、耕作者と協議を進めていただきたいと思います。

次に、質問要旨3、農地に該当しない土地の農地台帳からの除外について。

農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地があった場合は、原則として当該調査を行った年内に当該農地について農地に該当しない旨の判断を行い、農地

台帳から除外することとされています。

しかしながら、全国的にこれらの調査によって、農地に該当しない旨が判明した土地について、農地台帳から除外されていないものが多数見受けられます。このような状況を踏まえ、農業委員会の事務の適正かつ円滑な運用が図れるよう、地方自治法第254条の4第1項の規定に基づき、国の考え方、事務処理上の留意点を示す技術的助言として農林水産省より通知されております。

そこで伺います。本町における現状と課題、今後の方針について伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

町では、農地法第30条に基づき、毎年農地の利用状況調査を実施しております。令和5年度の耕作放棄地面積は約178ヘクタール、令和6年度が約182ヘクタール、令和7年度が約187ヘクタールと増加傾向にあります。

現時点では、利用状況調査の結果を踏まえ、非農地判断を行い、農地台帳から除外された事例はございません。その理由といたしましては、把握している耕作放棄地の多くが雑草や灌木が繁茂している状態ではあるものの、現況、復元の可能性、周辺の土地利用の状況などを総合的に確認した結果、現段階では国の通知でいう再生利用の困難な農地に該当するとまでは判断していないためでございます。

課題といたしましては、農業者の高齢化や担い手不足により、今後、農地としての再生利用が難しい土地が増える恐れがあることと、また、非農地として台帳から除外した場合、農地としての利用調整や管理の対象から外れることとなり、周辺農地との一体的な利用や農地のまとまりへの影響も懸念されます。

併せて、除外後の土地が放置されるということで管理が不十分になることや将来的に農地として再生、活用しようとする際のハードルが高くなる恐れがございます。

更に近年では、耕作放棄地に関する相談に加え、農地転用や太陽光発電設備設置の相談も増えており、これらについても法令や基準に沿って適正に対応していく必要があると考えております。

今後も利用状況調査を継続し、実態把握に努めると共に、農地として活用が見込まれる土地については利用継続につながるよう対応してまいります。

また、判断にあたりましては、香取農業事務所など、関係機関とも連携しながら、制度に沿った適切な運用に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

農地転用や太陽光発電設備の設置に関する相談も増えているとのことですが、近年、太陽光発電設備の設置に伴う農地転用の申請件数及び転用面積について伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

過去3年間における太陽光発電設備の設置に伴う農地転用につきましては、申請件数が32件、申請筆数が77筆、転用面積は約5ヘクタールとなっております。なお、これらの数値は恒久転用のみを対象としたものでございます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

太陽光発電について、この太陽光発電が終了した後の農地への原状復旧について伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

太陽光発電終了後の農地への復元につきましては、許可の内容や手続きの状況に応じて個別に判断されるものであり、一律の原状復旧を前提とするものではありません。ただし、貸借により農地を利用している場合には、許可条件や契約内容に基づき、事業終了後に農地として利用出来る状態に復元することが求められています。

町といたしましても、関係機関と連携し、適正な土地利用と原状回復が図られるよう努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

太陽光発電につきましては、全国的にも設置場所による環境破壊や近隣トラブル、そして将来発生する廃棄パネルのリサイクル処分問題など、農地の問題だけでなく、様々な課題がありますので、慎重な対応をお願いいたします。

次に、国は以下の理由により農業委員会が非農地判断を行うことが相当でありながら放置されている農地がいまだ存在していると発信されました。その一つ目として、非農地判断しても土地所有者が地目変更登記の申請をしないことが多い。二つ目として、農振区域から除外されることで乱開発されるという農村現場の懸念がある。3 点目として、国土調査法に基づく地籍調査が行われていないため現地確認が困難。このような状況を放置すれば、農業委員会が作成する農地台帳の正確な記録の確保が図られず、円滑な事務手続きを阻害する要因になりかねない。

そこで伺います。本町における非農地判断の考え方と、どのような手順で手続きを進めるのか、また、近年の手続きの実績について伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

非農地判断につきましては、国の通知に基づき、農地への復元が著しく困難であること、また、復元しても継続利用が見込めないことを基本としております。

従いまして、単に耕作されていない、あるいは荒れているというだけでは直ちに非農地とするものではなく、土地の現況、復元の可能性、周辺の土地利用の状況などを総合的に確認した上で判断することとなります。

手続きにつきましては、まず、町の農業委員会が行う場合には、毎年の利用状況調査で農地の現況を確認し、再生利用が困難と認められる土地について非農地判断を行います。その後、所有者等へ通知を行い、農地台帳の整理を進めることとなり

ます。個人から申出のあった場合には、書類確認を行った上で、農業委員及び農地利用最適化推進委員3名以上で現地確認を行い、非農地に該当するかどうかを判断いたします。非農地と判断した場合は、所有者へ通知し、農地台帳から除外いたします。

地目変更登記につきましては、町が実施した場合は法務局や固定資産税担当課と調整して進めてまいります。個人からの申出の場合は、原則として所有者が法務局へ申請することとなります。

実績につきましては、町では現在までに利用状況調査に基づいて非農地判断を行い、農地台帳から除外した事例はございません。個人からの非農地判断の申出につきましては、過去3年間で申出件数が8件、そのうち非農地判断に至った件数は7件でございます。

今後も現況を踏まえた適正な判断に努めてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

町では、利用状況調査に基づいて非農地判定を行い、農地台帳から除外した事例はありませんということですが、耕作放棄地面積が年々増加している状況です。周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することが出来ないと思込まれる農地については、今後も増加すると思われます。引き続き、関係機関と連携しながら、適切な判断をしていただきたいと思います。

次に、質問要旨4、農業者年金の加入状況について伺います。

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資することを目的としてスタートしました。毎年、農業者が減少する中、担い手育成や経営継承の観点から、加入促進が全国的に進められていますが、本町における農業者年金の加入数、年齢層、加入率について伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

町の加入状況につきましては、加入者数１７名で、年齢別では３０代が５名、４０代が８名、５０代が４名となっております。

なお、加入率につきましては、加入要件に個別条件があるため対象者数を町として一律に把握しているものではございません。このため、加入率については算出しておらず、お示しすることは困難でございます。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

５番、越川良男君。

５番（越川良男君）

次に、農業者年金の加入要件について、具体的にどのような条件があるのか伺います。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

農業者年金は、農業者の老後の生活の安定を図るための国民年金に上乗せする公的年金制度でございます。農業者年金の加入条件につきましては、２０歳以上６０歳未満で、国民年金の第１号被保険者であること、年間６０日以上農業に従事していることが主な要件となっております。

また、国民年金の付加保険料を納付していることが必要であり、国民年金基金の加入者及びi D e C oの加入者らは加入出来ません。

保険料につきましては、月額２万円以上で、最高６万７，０００円まで設定可能であり、所得控除の対象となるため、節税効果もございます。

これらの条件を満たす方が農業者年金の加入対象者となります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

５番、越川良男君。

５番（越川良男君）

一定の条件を満たすことで農業者年金に加入出来るということですが、若手農業者への加入促進策について、どのような体制でどのような支援をされているのかお

聞かせください。

議長（柳堀 忠君）

農業委員会事務局長、竹田寿幸君。

農業委員会事務局長（竹田寿幸君）

お答えいたします。

若手農業者への加入促進につきましては、町独自の上乗せ支援は行っておりませんが、国が制度として一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助がございますので、制度内容を正しく周知することが重要であると考えております。

このため、町ではふれあいまつり、農業委員会だよりなどを通じた周知や農業委員への研修等により、制度の理解促進に努めております。今後も加入につながるよう、丁寧な周知と相談対応に努め、関係機関と連携しながら、農業者年金のメリットを分かりやすく伝えてまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（柳堀 忠君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

ふれあいまつりや農業委員会だより等で制度内容を周知しているということですが、農業者年金は国民年金や厚生年金のように強制加入ではなく任意加入ということになります。町の姿勢ではなかなか加入促進が進みません。担当の農業委員や推進委員を中心とした戸別訪問の実施など、対面での加入促進活動が重要と思います。是非、検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしましても、年金の制度につきましては、大変複雑で分かりにくいと思います。相談対応については個々にあった丁寧な説明をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（柳堀 忠君）

以上で越川良男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 25 分からといたします。

（午後 2 時 16 分 休憩）

（午後 2 時 25 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

1 番、海宝です。議長のお許しを得まして、通告に従い一般質問をさせていただきます。

質問事項は大きく 2 点、1 点目は、J R の 2 つの駅に関する施設の現状と今後の使われ方について。2 点目は、ふるさと納税について、寄附額の現状と寄附額をアップさせるために今後どのような戦略を考えているか、そしてその主な使い道について伺いたいと思います。

質問要旨 1 点目、J R 笹川駅及び下総橋駅の駅前駐車場の利用実態と今後の整備方針について質問いたします。

現在、駅前には町民の利便性向上を目的として駐車場が整備されております。通勤や通学、買物、送迎など、多くの方に利用されており、駅利用者にとって重要な交通拠点となっております。

しかしながら、現状を見ますと、駐車場は毎日ほぼ満車の状態が続いております。特に朝の時間帯には空きがない状況も見受けられ、短時間利用を希望する町民が駐車出来ないという声も聞かれています。

ここで駐車場利用の約束事項を改めて確認いたしますと、駐車場入り口に設置されている看板には、この駐車場は町民の方に広くご利用いただくための駐車場です。通勤等、恒常的に利用される方はご遠慮くださいと明記されております。つまり本来の趣旨としては、長時間にわたり毎日継続的に利用することを目的とした駐車場ではなく、町民の皆さんが必要に応じて公平に利用出来る公共的な駐車場として整備されたものであります。

しかし、実態としては、電車通勤者による恒常的な利用が大半を占めている状況であります。

また、地元町民だけではなく、隣接する他県からの利用者也相当数存在しており、現場の状況を見れば、およそ半数を占めているのではないかという声もあります。もちろん鉄道利用を促進するという観点から見れば、一定の広域利用があること自体を否定するものではありません。しかしながら、町が整備し、維持管理費を負担

している公共施設である以上、まず優先されるべきは町民の利便性ではないでしょうか。

現状では、本来利用したい町民が利用出来ない状況が生じております。また、恒常的利用を遠慮いただくというルールが形骸化しているのであれば、利用の公平性という観点から問題があると考えます。

そこで、質問要旨１点目です。町当局は、現在の駅前駐車場の利用状況についてどのように認識されているのか。また、恒常的利用が常態化している現状について、利用ルールとの整合性をどのように考えているのか伺います。

更に、他県利用者が多いという実態について調査や把握はされているのか、併せてお尋ねいたします。

一問一答方式で通告してありますので、この後は自席にて行います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、海宝議員のＪＲ笹川駅及び下総橋駅の駅前駐車場の利用状況についてお答えいたします。

両駅前の駐車場につきましては、駅利用者の利便性向上を目的として整備し、通勤、通学、送迎など、様々な目的で利用されているものと認識しております。

一方で、時間帯によっては利用者が集中し、空きが少ない状況が見られることもあると認識しております。

また、駐車場の利用にあたりましては、恒常的な利用はご遠慮いただく旨を案内しておりますが、実際の利用状況につきましては、町として現時点で詳細な実態調査は実施しておりません。

このため、恒常的利用がどの程度あるのか、あるいは町内、町外、他県を含めた利用者の割合がどの程度であるのかについて現時点で具体的な数値をもって把握している状況にはございません。

議員ご指摘のような利用の偏りや利用ルール等の関係につきましては、今後の駅前駐車場の在り方を考える上での課題の一つとして受け止めております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。私個人的に先々週の月曜日と木曜日の夕方に実態を確かめてみました。2 日とも満車でした。車種、色、ナンバーを確認した結果、笹川駅には 30 台中 16 台が 2 日とも駐車されていました。水戸ナンバーの駐車は、月曜日が 2 台、木曜日が 3 台でした。下総橋駅については、26 台中 12 台が 2 日とも駐車されていました。水戸ナンバーの駐車は、月曜日が 15 台、木曜日は 21 台でした。水戸ナンバーだからといって町内在住者ではないと決めつけるのは早計ですが、傾向としてはそのような感じです。下総橋駅については河口堰があることから、隣接県からの利用者が多くなることはやむを得ないことであり、別途さくら公園駐車場もあることから、今後何らかの対策は可能であると思います。

次に、今後の駐車場不足への対応について伺います。

J R 下総橋駅については、先程も申したとおり、さくら公園もありますので、駐車スペースはある程度確保されています。しかし、J R 笹川駅については、現在の利用状況を見る限り既存の駐車場だけでは需要に対応し切れていないことは明らかであります。今後も駅利用者の増加や生活様式の変化によって、駐車需要は一定程度続くものと考えられます。そのような中、利用制限だけで問題を解決しようとするれば、利用者間の不満や混乱を招く可能性もあります。必要なのは実態に即した対応ではないでしょうか。

質問要旨の 2 点目は、今後の駐車場不足に対して、どのような具体的な対応を考えているか、町としての見解を伺いたいと思います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、今後の駐車場不足への対応についてお答えいたします。

町といたしましては、現在のところ駅前駐車場の不足に対して具体的な整備案や拡張計画を決定している状況にはございません。

また、これまでのところ駐車場不足に関する正式な要望が町に提出されている状況でもございません。現時点では新たな整備方針を定める段階には至っておりませんが、駅前駐車場は利用者の利便性に関わる施設でありますので、今後、利用状況

や住民ニーズの把握に努めながら必要に応じて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。ただいま正式な要望が提出されていないとのことですが、ここでいう正式な要望とは、誰が、どこに、どのような形で要望を提出することを指すのでしょうか。例えば、町長への手紙は正式な要望に該当するのでしょうか。あるいは、区長さんを通して、あるいは議員を通してとなるものなのでしょうか。伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

先程申し上げました正式な要望につきましては、町に対し要望書や陳情書などの文書、あるいは区長さんや各種団体、または議員各位を通じて要望内容や要望者の意思が一定程度明確な形で寄せられるものを念頭に申し上げたものでございます。

一方、町長への手紙につきましても、住民の皆様からのご意見やご提案として、町として参考にさせていただくものではあると認識しております。ただし、匿名での投稿も多く、要望の趣旨や具体的な状況の確認が難しい場合もございますことから、新たな施設整備や事業化の判断の前提となる正式な要望とはやや性格が異なるものと考えております。

今回申し上げた趣旨は、受付の方法を限定するものではなく、駅前施設の整備について、これまで町として具体的な整備方針を検討する前提となるような内容や、要望者が明確な形での要望の把握には至ってはいなかったということでございます。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。多くの町民は、日頃、不便さを抱えていても、何とかなんないものかよとか、しょうがないなと思っているだけで、諦めや我慢してしまう傾向にあると認識しています。誰に言えばいいのかという解決の方法が分からない方も多く存在します。これはきっと不便だろうなという感覚は、町の職員の方もお持ちだと思います。出来れば一歩でも半歩でも先んじて対応出来ないものかと考えています。

ここで一つ提案があります。笹川駅南側の土地利用についてです。駅南側には、活用可能と思われる土地が見受けられます。新たな土地を取得し、駐車場として整備することが出来れば、現在の慢性的な駐車場不足の解消につながる可能性があります。町で取得して、駐車場や送迎のためのエリアとして活用することは出来ないのでしょうか。

また、通勤利用者向けと短時間利用者向けを区分するなど、利用目的に応じた駐車場整備を進めることで、町民の利便性向上と駅利用促進の両立も図れるのではないかと考えます。

駅南側については、かつて活用について議論されたことを伺ったことがあります。しかし、道路や下水等の問題で、その後そのままになってしまっているのでしょうか。ほとんど進展が見られていない状況と認識しております。

そこで質問要旨3点目です。町として、J R 笹川駅南側の土地取得を含め、新たな駐車場整備について検討しているのかどうかを伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、J R 笹川駅南側の土地取得を含めた新たな駐車場整備についてお答えいたします。

笹川駅南側の土地活用につきましては、現時点で町として土地取得を含めた具体的な検討は行ってはおりません。

その理由といたしましては、仮に南側に駐車場を整備した場合でも、駅の出入り口まで直接アクセス出来る状況ではなく、利用者には一定の徒歩移動が必要になることから、駅前駐車場としての利便性の面で課題があると考えているためでございます。

議員ご提案の趣旨は理解するところではございますが、現時点では笹川駅南側の土地取得を前提とした駐車場整備については検討している状況ではございません。

以上です。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。銚子駅を例に挙げますと、駅南側にかつて J R の建物があつた場所に、現在は新しい住宅が建ち並び、線路をまたぐ大きな陸橋によって駅北側に容易にアクセス出来るようになっていきます。

そのようなイメージから、笹川駅でも何らかの可能性はないものかなということ伺ってみました。

次に、駅前駐輪場の整備について伺います。

2 つの駅前には、それぞれ駐輪場が整備され、利用者も一定程度います。多くは高校生であろうと思います。一部には車輪を挟む形で駐輪することで、風が吹いても倒れない工夫がされています。しかしながら、屋根や囲いがないために、一たび雨が降れば雨ざらしであり、強い風が吹けば、多くの自転車は簡単に倒れてしまい、中には破損してしまった例もあります。

駅前駐車場に屋根を設置してほしいという要望が出ております。近隣では、小見川駅前には屋根付きの立派な駐輪場があります。

実は、笹川駅近くにお住まいのある高齢男性から、次のような相談を受けました。その方は、ボランティアで散歩のついでに毎日倒れた自転車を起こしていたそうですが、その時に、車で送られてくるのではなく、毎日自力で通う高校生が、大雨や大風で逆に悲しい思いをしなければならないというのは、どう考えてもおかしいというふうに感じたそうです。頑張っている子が報われるような環境に何とかならないだろうかという相談でした。朝は晴れていても、帰りに雨が降ることはよくあります。屋根があれば濡れずに済みます。風を防ぐ囲いがあれば倒れなくても済みます。そのようなことから、駐輪場に屋根と囲いがあればなと常々思っていたそうです。

そこで質問要旨 4 点目です。駅前駐輪場に今後屋根や囲いを設置する計画はあるのかどうか伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それでは、駅前駐輪場への屋根や囲いの設置についてお答えいたします。

笹川駅や下総橋駅の駅前駐輪場につきましては、現在、屋根や囲いを設置する計画はございません。また、これまで町として屋根設置について具体的に検討した経緯はございません。しかしながら、議員ご指摘のとおり、雨天時や強風時の利用環境については、一つの課題として受け止めておりますので、今後、利用実態や要望の状況などを見ながら、必要に応じて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。先程の駐車場拡張の話とつながるのですが、笹川駅駐輪場があるモニュメントや植栽がある部分、あそこを再整備すれば駐車スペースも拡大するし、駐輪場を駅舎に近い場所に移転出来るのではないかというふうに考えます。駐車スペースは、イベント時には開放して多目的利用出来ると考えますが、いかがでしょうか。ちなみに遊具がある場所は利用者がいるので、そのままで良いかと思いますが、いかがでしょう。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

議員ご提案の笹川駅前のモニュメントや植栽部分を含めた再整備により駐車スペースの拡大や駐輪場を含めた駐車場の配置の見直しを行うことにつきましては、駅前空間の有効活用という観点から、一つのご提案として受け止めております。

笹川駅につきましては、町がＪＲ東日本から駅舎の無償譲渡を受け、東庄町笹川駅舎交流センターとして整備しているところでございます。そのため、駅前駐車場や駐輪場の在り方につきましても、駅舎活用との整合性を図る必要があるものと認識しております。

一方で、実際に再整備を行う場合には、施設配置、安全な動線、景観、事業費、運用面など、整理すべき課題もございます。現時点で具体的な整備計画はございませんが、議員からいただいたご提案につきましては、今後の駅周辺施設の在り方を考える上での参考意見として受け止めてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。是非、実態を確認していただいて、前向きに検討していただければと思います。

次に、質問事項2点目、ふるさと納税について質問いたします。

近年、ふるさと納税制度は単なる寄附制度にとどまらず、自治体の魅力発信や地域産業の活性化、更には自主財源の確保という点において、大変重要な政策の一つとなっております。全国では創意工夫を凝らした返礼品や地域資源を生かしたプロモーションによって多額の寄附を集めている自治体も数多く存在しております。特産品の魅力を前面に出すだけでなく、観光や地域文化、体験型サービスなどを組み合わせながら、地域のブランド力向上にもつなげております。

そのような中、本町のふるさと納税寄附額を見ますと、県内でも下位に位置している状況です。私は、本町にはまだまだ大きな伸び代が残されていると認識しています。本町には豊かな自然環境があり、農産物をはじめとして地域資源もあります。また、歴史や文化、人の温かさなど、数多くの魅力が存在しています。しかしながら、それらの魅力が十分に発信されているとはいいがたく、結果として、寄附額の伸び悩みにつながっているのではないかと感じています。

ふるさと納税は、単に財源確保の問題だけではありません。全国に向けて本町をPRし、この町を応援したい、この町に関わりたいと思っていただくきっかけづくりでもあります。また、寄附額が増えることによって、地域事業者の販路拡大や売上向上にもつながり、地域経済への波及効果も期待出来ます。行政だけの取組ではなく、地域全体の活性化につながる重要な施策であると考えます。

現在、本町のふるさと納税額は低迷しています。その要因については、常に分析されていることと思います。また、現状を打破するための戦略も検討されているこ

と思います。例えば、返礼品の更なる掘り起こしや新たな地域事業者との連携強化、インターネット上でのPR強化、SNSを活用した情報発信、更には本町ならではの体験型返礼品の導入など、工夫出来る余地はまだ多くあるのではないのでしょうか。

特に近年では、物だけではなく、体験や地域とのつながりに価値を感じる寄附者も増えていると聞きます。農業体験、自然体験、地域イベントへの参加、空き家活用体験など、本町の特色を生かした返礼品開発にも可能性があると考えます。

また、寄附額の向上だけを目的とするのではなく、本町の知名度向上や交流人口の増加、将来的な移住定住促進につなげていくという視点も必要であると思います。ふるさと納税を単なる寄附集めで終わらせるのではなく、本町の未来をつくる戦略的な政策として位置づけるべきではないでしょうか。

本町の魅力を全国へ発信し、地域経済の活性化につなげていくためにも、積極的かつ大胆な取組が必要であると考えます。

そこで、寄附額の現状と寄附額をアップさせるために今後どのような戦略を考えているのか伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

それでは、ただいまの質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ふるさと納税は自治体の魅力発信、地域産業振興、そして自主財源確保の観点から、大変重要な政策であり、本町の未来につながる戦略的な取組であると認識しております。

本町のふるさと納税の寄附額ですけれども、近年、増加傾向にはございますけれども、県内では以前、低い水準であり、この現状についても真摯に受け止めております。

この点は、これまでも継続的に課題としてご指摘をいただいていた点でございます。低迷の要因を分析いたしますと、まず、本町の地域資源や特産品の情報発信が十分ではないと思われます。SPF豚肉や醤油、農産物など、魅力ある商品はございますが、寄附者の目に届きにくい状況でございます。こちらにつきましては、過去の質疑等でも挙げられた返礼品の種類や点数の少なさとも関連をしております。

また、返礼品のラインナップや掘り起こしが不十分な点もございます。地域事業者との連携が十分ではなく、本町の魅力を幅広く体現した返礼品開発が遅れたことも要因の一つと考えております。町の特色ある返礼品不足という過去の指摘につながるものでございます。

更に、運営体制、情報発信戦略にも課題があり、インターネットやSNSを通じたPR戦略が十分ではなかったと認識をしております。

こうした過去からの課題等、現状を踏まえ、現状を打破するために以下のとおり取組について積極的に進めたいと考えております。

まず第1に、運営体制の抜本的な見直しを行います。現在、ふるさと納税を支援する中間事業者の変更ということを予定しておりまして、これまでご指摘いただいた返礼品提供の効率性や多様性の課題に応えるためのものとなっております。新たな事業者のノウハウを活用し、返礼品の情報発信強化やポータルサイトの戦略的運用を図り、本町の認知度向上につなげてまいります。

第2に、返礼品の充実と地域事業者との連携強化を目指します。議員ご指摘のとおり、物だけではなく、本町の自然や文化を生かした体験型返礼品の開発にも積極的に取り組み、東庄町ならではの体験を通じて、本町のファンを増やします。地域事業者の皆様にも広く参加を呼びかけ、返礼品の掘り起こしを進めます。

第3に、SNS、インターネットを活用した情報発信の強化を行います。返礼品の魅力に加え、本町の自然、歴史、文化、人の温かさといった地域そのものの魅力をSNSや動画コンテンツを活用し、寄附者が東庄町を応援したいと思えるような物語性のある発信を心がけてまいりたいと思います。ふるさと納税は、財源確保だけではなく、本町への関心、共感を全国に広げ、交流人口の増加、更には将来的な移住定住促進につなげる重要な視点を持っております。現在の低い水準につきましては、議員おっしゃるとおり大きな伸び代があるということでもございます。中間事業者の変更を契機に地域事業者や町民の皆様と共に官民一体で取組を加速させ、本町のふるさと納税を着実に、そして大きく成長させてまいりたいと思っております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。運営体制の抜本的な見直しとして、中間事業者の変更を予定しているとありましたが、現在の中間事業者はどのように決められたのでしょうか。また、今後変更予定の新たな中間事業者はどのように決められるのか伺います。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問ですが、現在の中間事業者ですけれども、当時、返礼品の新規開拓を重要視していたことから、近隣自治体で返礼品の新規開拓に実績があり、千葉県内に事業所がある中間事業者と契約に至っておりました。また、今後、変更予定の中間事業者につきましては、プロポーザル方式で決定いたします。現在、ホームページでプロポーザルへの参加を公募しているところでございます。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。中間事業者を変更することは、前進に向けて大きなステップの一つとして期待するものであります。数年後の劇的な変化を期待したいと思います。

ここで集まった寄附について、現在、どのように使われているか伺います。また、今後大きくアップした場合の新たな使い道についても教えてください。

議長（柳堀 忠君）

総務課長、香取康成君。

総務課長（香取康成君）

ただいまのご質問についてお答えいたします。

現在、ふるさと納税でいただいたご寄附につきましては、ご寄附いただく際に、その用途を選択していただくこととなっております。

内容といたしましては、①として、産業の振興、②健康福祉の充実、③教育の充実、④生活基盤の整備、⑤町長にお任せ、この五つとなっております。令和8年度

予算ベースでは、産業の振興としてはＣＳＦワクチン接種に、また、健康福祉の充実については外出支援バスの運行事業に、教育の充実はスクールバスの運行に、生活基盤の整備は交通安全関係事業に、また、町長にお任せの場合にはスクールバスの運行事業の経費に充当をしております。また、今後、ふるさと納税額が大きくアップした場合についてですけれども、こちらにつきましては、人口減少対策や地域振興関連などによる事業に積極的に充当してまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

議長（柳堀 忠君）

1 番、海宝和宏君。

1 番（海宝和宏君）

ありがとうございます。ふるさと納税については、我が町はやや出遅れ感が否めません。返礼品の充実についても、物や体験、イベント以外にも、例えば、桜の木をオーナー制度にして、町内に、例えば東氏にあやかって胤頼千本桜と銘打って、桜の名所をどこかに生み出すなど、毎年必ずリピートする関係人口や交流人口を生み出すきっかけになる返礼品も考えられると思います。今後の劇的な変化を大いに期待して、私からの一般質問を終わらせていただきます。

議長（柳堀 忠君）

以上で海宝和宏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 3 時 1 0 分からとします。

（午後 2 時 5 8 分 休憩）

（午後 3 時 1 0 分 再開）

議長（柳堀 忠君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

6 番、桜井莊一君。

6 番（桜井莊一君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。一番最後ですから、もうしばらく我慢してください。

質問事項 1、東今泉揚排水機場の窃盗被害について質問いたします。

去る 4 月 2 7 日、東今泉の揚排水機場において外部から侵入され、電源ケーブル、

制御ケーブル等の盗難事件が発生しました。被害状況を当初、地元の実行組合長から写真を見せていただきました。後日、東総用水土地改良区の方と現場確認させていただきました。相当なダメージ状態で、復帰には早期に回復するような状況ではないと考えられます。

また、費用面でもかなりの金額がかかるものと思われます。揚排水機場の役割は、機場で揚水し、主ポンプで一番堰に送水しております。堰でためた水源を水圧により各水田蛇口から取水しております。送水が出来ないため、堰の貯水量が減少傾向にあり、水量が少ない、あるいは全然出ない水田もあります。暫定措置として、東総用水から2番堰に送水していただいておりますが、57ヘクタールの水田を満たす水量ではありません。個人的には、井戸を掘ったりして対応している方もいらっしゃいます。

また、地域の水害対策の役割も兼ね備えております。高潮や大雨による洪水防止のための排水機能を有しており、これから雨季に向かっていき、早急な対応が求められております。

そこで質問いたします。

質問要旨1、被害状況及び復帰の目処は。

これで第1回目の質問を終わります。以降、自席にて質問いたします。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

4月27日、東今泉揚排水機場において、窓ガラスが壊され、何者かが侵入した形跡が確認されました。町及び東総用水土地改良区で現地確認を行ったところ、計装設備配電盤の配線が切断され、修復不可能な状況となっており、電気ケーブル、バルブ等が盗難されていることが判明し、施設管理者である東総用水土地改良区から香取警察署へ被害届を提出しております。

この被害により、機場の電源が喪失し、現在、揚水ポンプ及び排水ポンプが停止している状況でございます。本施設は、農業用水の送水機能に加え、大雨時等の排水機能も担う重要な施設であり、営農面、防災面の双方に影響が生じております。本復旧につきましては、現在、東総用水土地改良区が施工業者と調整を行っております。

まして、令和9年3月末を目処に復旧予定と伺っております。

なお、それまでの間の対応といたしまして、仮設ポンプの設置等について協議を進めているところでございます。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

6番、桜井莊一君。

6番（桜井莊一君）

回答ありがとうございます。

それでは、次に、金銭的にはどのぐらいの見込みなのか。また、費用負担の割合及び暫定的に修理は出来ないかについて伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

復旧費用につきましては、議員がおっしゃるように相当な費用がかかるものと思われませんが、現在、東総用水土地改良区において施工業者へ見積りを依頼している段階でございまして、現時点では具体的な金額は把握されておりません。

費用負担の割合につきましては、これまでの修繕工事の実績や過去に締結した覚書、更に揚排水機場の使用状況などを踏まえ、町と東総用水土地改良区で協議の上、決定することとなります。

また、暫定的な対応につきましては、揚水機能を最低限維持するための仮設ポンプの設置を行い、6月中旬を目処に送水出来るよう、施工業者と協議を進めていると伺っております。

排水機能につきましては、国土交通省の排水ポンプ車の派遣等の対応について現在調整をしているところでございます。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

6番、桜井莊一君。

6番（桜井莊一君）

ありがとうございます。機場が復旧するまでの堰への東総用水土地改良区からの

受水費用負担はどうなっておりますでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

機場が復旧するまでの期間、東今泉の上堰への暫定送水が東総用水によって行われておりますが、この暫定送水にかかる受水費用については、農家各戸への賦課は行わないこととなっていると伺っております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

6 番、桜井莊一君。

6 番（桜井莊一君）

ありがとうございました。

それでは、質問要旨 2 番目、以前にも入り口の銘板ですね、真鍮製の鋳物の銘板が盗難にあっております。今回の事件も含めて、再びこのようなことが起きないための復旧後のリスク管理について伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、過去にも機場の銘板が盗難された経緯がございますが、今回は機場の機能そのものが停止する重大な被害となっております。長年管理してきた重要な農業施設がこのような被害を受けたことは大変遺憾に思っております。

復旧後のリスク管理につきましては、施設への不正侵入を防止するため、防犯カメラ、警告看板、防犯灯、機械室内の発報センサーの設置、柵やフェンスの強化などの考えられ得る対策を東総用水土地改良区と協議の上、決定してまいりたいと考えております。

また、香取警察署と連携し、定期的なパトロール強化の要請も含め、東総用水土地改良区と情報共有しながら、効果的な再発防止策を講じてまいります。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

6 番、桜井莊一君。

6 番（桜井莊一君）

ありがとうございます。近隣市町村でのインフラ設備の対応策はどのように管理しているか伺います。

議長（柳堀 忠君）

まちづくり課長、堀江弘之君。

まちづくり課長（堀江弘之君）

お答えいたします。

近隣では、香取市の豊排水機場においても同様の盗難や施設を破壊して侵入し、備品を持ち去る被害が発生していると伺っております。近隣市町村における無人インフラ設備の詳細な管理状況については、現時点で十分に把握してはおりませんが、盗難被害を受けた国や県の施設では、防犯カメラ、発報センサー、窓ガラス柵の設置など、進入防止のための対策を検討していると伺っております。

今後は関係機関や土地改良区と連携し、他自治体の事例も参考にしながら、本町の管理体制や防犯対策に反映してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（柳堀 忠君）

6 番、桜井莊一君。

6 番（桜井莊一君）

ありがとうございました。今後、このような事案が発生しないように、よろしくお願いいたします。

それでは次に、質問事項 2、東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドラインについて質問いたします。

昨年 4 月に町としてガイドラインの制定をしましたが、事業者は 50 キロワット未満の場合 100 メートル、50 キロワット以上の場合 300 メートル以内の居住者及び土地所有者に対して、地域住民説明会等をもって関係者と良好な関係を持つよう、努めなければならないとあります。ポスティングや回覧等で地域住民の理解を得られるかが疑問です。

そこで質問いたします。

質問要旨 1、10キロワット以上の施設はどのぐらいありますか。伺います。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

本町における10キロワット以上の太陽光発電施設の件数につきましては、現行制度上、町への届出義務がないため、件数の全体把握には至っていない状況でございます。

しかしながら、昨年度より施行された東庄町太陽光発電施設設置及び管理に関するガイドラインに基づく事前協議の受理件数につきましては、23件となっております。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

6番、桜井莊一君。

6番（桜井莊一君）

その中で、住民から反対意見が出た場合の町の対応はどのようにしておりますでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

本町のガイドラインは、地域住民との合意形成を前提に事業者が適正に施設を設置、管理するための指針を示しております。具体的には、第7条において、事業者が事前協議書の提出に先立ち、地域住民等に対して事業計画及び事業内容を明らかにすることを義務づけております。

また、地域住民等から意見、要望が寄せられた場合には書面を交付するなど、誠意を持って対応し、合意形成に努めることが定められております。

更に、第6条では、事業者が着手60日前までに事前協議書を町に提出し、町はその内容を確認する立場にございます。住民から反対意見や苦情が町に寄せられた場合には、第10条の規定に基づき、事業者に対して必要な事項の報告を求めると

共に、ガイドラインに定める誠実な対応が履行されているかを確認いたします。不十分と認められる場合には、事業者に対して改善を求めてまいります。議員ご懸念のとおり、ポスティングや回覧のみでは住民の十分な理解が得られない場合もございます。この点につきまして、町としては地域住民から説明会や個別説明の要望があれば、事業者の責務として対応を求める方針でございます。

また、11条第2項の規定に基づき、社会情勢の変化に応じてガイドラインの見直しを行う旨が定められておりますことから、運用状況を見極めながら必要な改定を検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

6番、桜井莊一君。

6番（桜井莊一君）

ありがとうございました。

それでは質問要旨2番、太陽光パネルは、FIT制度により急速に普及しましたが、2030年代後半から大量に廃棄されると見込まれています。そこで国は、2022年7月から廃棄費用の積立制度が義務化され、将来の廃棄費用を事前に積み立てることが求められています。

そこで質問です。事業者の廃棄費用積立制度義務化に伴う確認についての町の対応はどのようになっておりますでしょうか。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、令和4年7月からFIT認定を受けた出力10キロワット以上の太陽光発電設備については、廃棄等費用の積立が義務化されており、認定事業者は資源エネルギー庁が指定する外部積立機関に費用を積み立てることが求められております。この制度の確認、監督権限は国が主体であり、町が直接指導を行う法的権限は現行制度上、付与されておられません。しかしながら、本町ガイドライン第5条第4項では、事業者は太陽光発電施設事業を廃止し、施設が不要となった時は速やかに撤去等をし、適正に処理すると共に、必要な措置を講ずるよう努めなけ

ればならないと定めております。町といたしましては、第6条に基づく事前協議の場において、廃棄費用の積立状況及び廃棄、撤去計画の確認を運用上、必要に応じて求めることや第10条の報告規定を活用して実態把握に努めることを検討してまいります。

また、ガイドラインの見直しの中で、廃棄計画の提出を明文化することも検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

6番、桜井莊一君。

6番（桜井莊一君）

明文化を確実に、早急にやっていただきたいと思います。

次に、事業者が倒産した場合の廃棄処理はどうなるか。また、個人で土地を貸し出した時の、そこら辺の土地貸出者への周知というのはどうなっているか、お願いします。

議長（柳堀 忠君）

町民課長、宇ノ澤修君。

町民課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

事業者が廃業、倒産した場合、太陽光パネルや架台等は、廃棄物処理法上の排出事業者責任の原則に基づき、処理が求められますが、事業者が消滅している場合には、その承継人や土地所有者が対応を迫られるケースが生じ得ます。廃棄費用の積立が不十分な場合や積立対象外の既存設備については、撤去が進まない残置リスクが生じることが全国的な課題となっております。

本町ガイドライン第5条第4項においても、事業者の撤去、適正処理の責務を明記しておりますが、事業者が消滅した場合の実効的な担保については、現行のガイドラインのみでは限界があることも事実でございます。町といたしましては、事前協議の段階で土地所有者に対しても撤去義務、費用負担に関する説明と確認を行うよう事業者に求めること及び国県の制度改正の動向を注視しながら、ガイドラインへの廃棄計画の明文化も含め、必要な対応を検討してまいります。

また、県とも連携し、残置リスクの最小化に努めてまいりたいと考えます。住民

の皆様の生活環境と地域の将来を守る観点から、ガイドラインの実効性向上に向けて、引き続き取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

議長（柳堀 忠君）

6 番、桜井荘一君。

6 番（桜井荘一君）

回答ありがとうございました。質問は以上で終わりでございます。

議長（柳堀 忠君）

以上で桜井荘一君の一般質問を終わります。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（柳堀 忠君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。6 月 8 日の会議は定刻に参集願います。お疲れさまでした。

（午後 3 時 3 1 分 散会）